

大子町第4次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

大子町

はじめに



本町では、平成 30 年 3 月に、障がい福祉施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた第 3 次障がい者基本計画と共に、基本計画の実施計画である第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。さらに、令和 2 年度に実施計画の見直しを実施し、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画を策定しております。

令和 5 年度は、これらの基本計画及び実施計画の改定時期にあたるため、現行計画の進捗状況を点検評価し、地域の現状及び国の指針に基づき「第 4 次障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

町といたしましては、本計画に沿って、今後、障がい福祉の推進に努めてまいりますので、町民の皆様、事業所の皆様その他関係団体の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力くださいました太子町地域自立支援協議会委員の皆様、アンケートやヒアリングに御協力くださいました町民の皆様、各事業所等の皆様その他関係団体に対しまして、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

太子町長 高 梨 哲 彦

目次

第 1 編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象者	4
第5節 介護保険制度のとの関係	4
第6節 近年の法制度の整備状況	4
第7節 障害者基本計画(第5次)の概要	6
第2章 障がい者数等の推移	8
第3章 計画の基本的方向	10
第1節 基本理念	10
第2節 基本目標	11
第3節 施策の体系	12
第 2 編 障がい者基本計画	13
第1章 たがいにおもいやるまち	13
第1節 広報・啓発活動の充実	13
第2節 地域福祉活動の推進	14
第3節 差別解消に向けた取組の推進	15
第2章 とものにのびゆくまち	16
第1節 保育・療養・教育の充実	16
第2節 生涯学習・余暇活動の推進	18
第3節 就労機会の充実	18
第3章 みんなあんしんのまち	20
第1節 保健・医療サービスの充実	20
第2節 福祉サービスの充実	21
第3節 経済的支援の充実	23
第4章 いつもこころよいまち	24
第1節 生活環境の改善	24

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	26
第1章 基本目標	26
第2章 令和8年度末の成果目標	27
第1節 施設入所者の地域生活移行の目標	27
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
第3節 地域生活支援の充実	28
第4節 福祉施設から一般就労への移行の目標	29
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等	29
第6節 相談支援体制の充実・強化等	30
第7節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	30
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	31
第1節 サービス事業量の見込みの総括	31
第2節 自立支援給付の見込み	32
第3節 地域生活支援事業の見込み	42
第4節 障がい児福祉サービスの見込み	51
第5節 その他の支援体制	54
第4編 計画推進に向けて	58
第1章 適切なケアマネジメントの実施	58
第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営	59
第3章 計画の適切な進行管理	59
第4章 施策推進のための体制強化	60
参考資料	61
1 アンケートにみる障がい者の生活課題と施策ニーズ	61
2 計画策定の経過	68
3 大子町地域自立支援協議会設置要綱	69
4 大子町地域自立支援協議会委員名簿	72

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

本町は、平成30年3月に「大子町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、令和3年3月に「大子町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、様々な障がい者施策の推進と障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの充実に努めてきました。

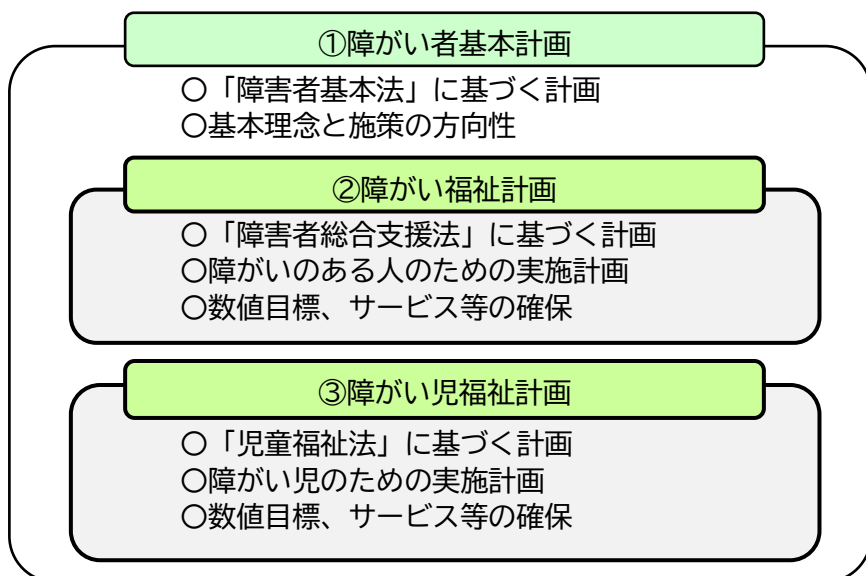
この間も、障がい者施策を取り巻く社会の状況は日々変化しており、少子高齢化や世帯の細分化がますます進行しているほか、ICT 端末（スマートフォン、タブレット等）の普及をはじめ情報化が加速度的に進展しています。

また、令和2年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、感染症対策の徹底や「新しい生活様式」への対応など、人々の生活や障がい者施策の実施に大きな影響を及ぼしており、今後の“アフターコロナ”においても様々な社会の変化に適切に対応した施策が求められる状況です。

さらに、国では障がい者に関わる法制度の改正が行われており、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が公表されています。

本町は、障がいのある人の権利を守り、住み慣れた地域で安全安心に暮らし続けることができるよう、社会の変化や国及び県の動向とともに、計画対象者のニーズを踏まえつつ、「大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、総合的な障がい者施策のより一層の推進とニーズに応じた障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの展開を図ります。

障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係



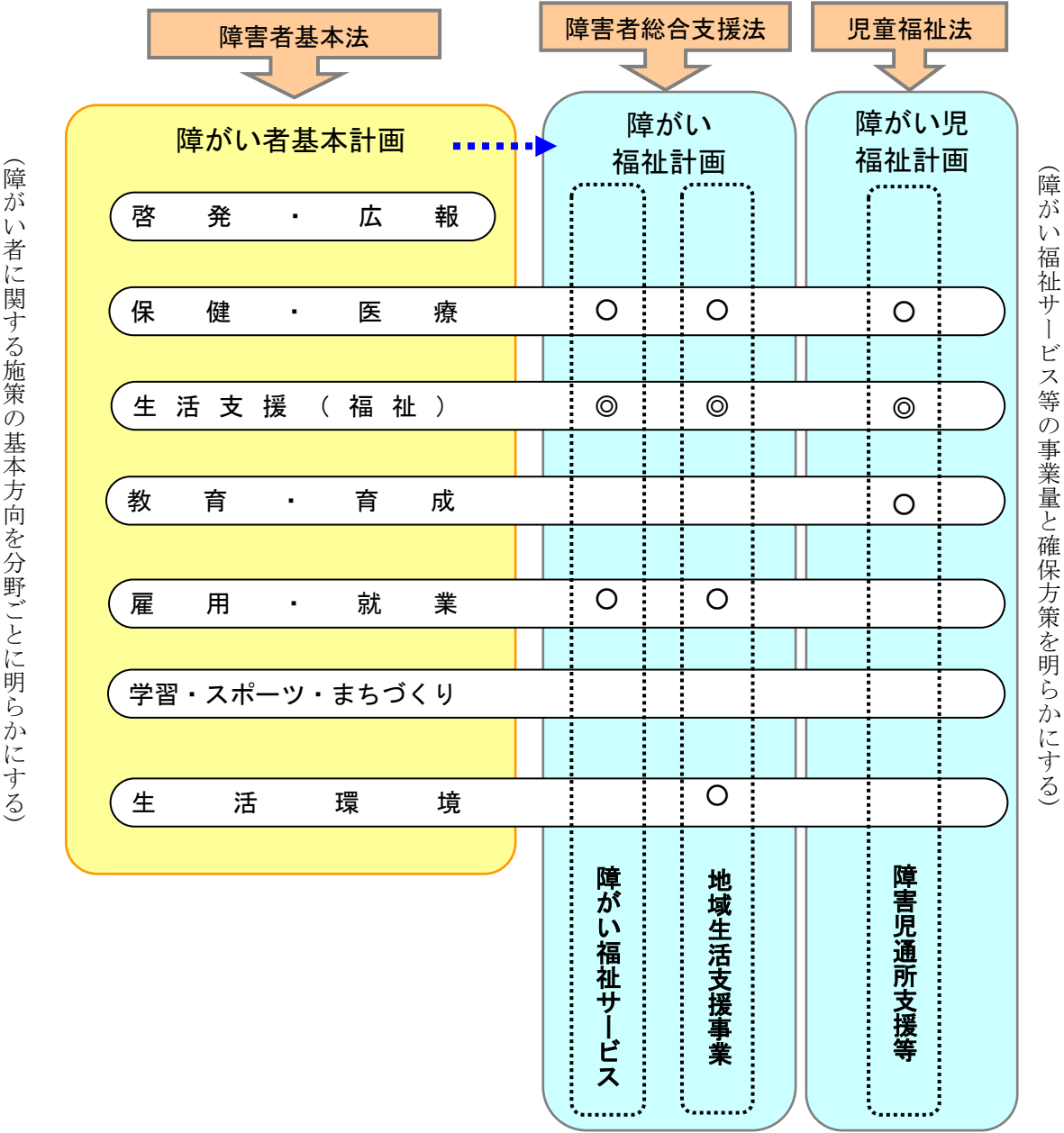
第2節 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者施策の総合的な計画であり、障がいのある人の暮らしを取巻く広範な施策分野を含みます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、地域生活と就労など自立支援を目指した、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る事項を示すものであり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定します。

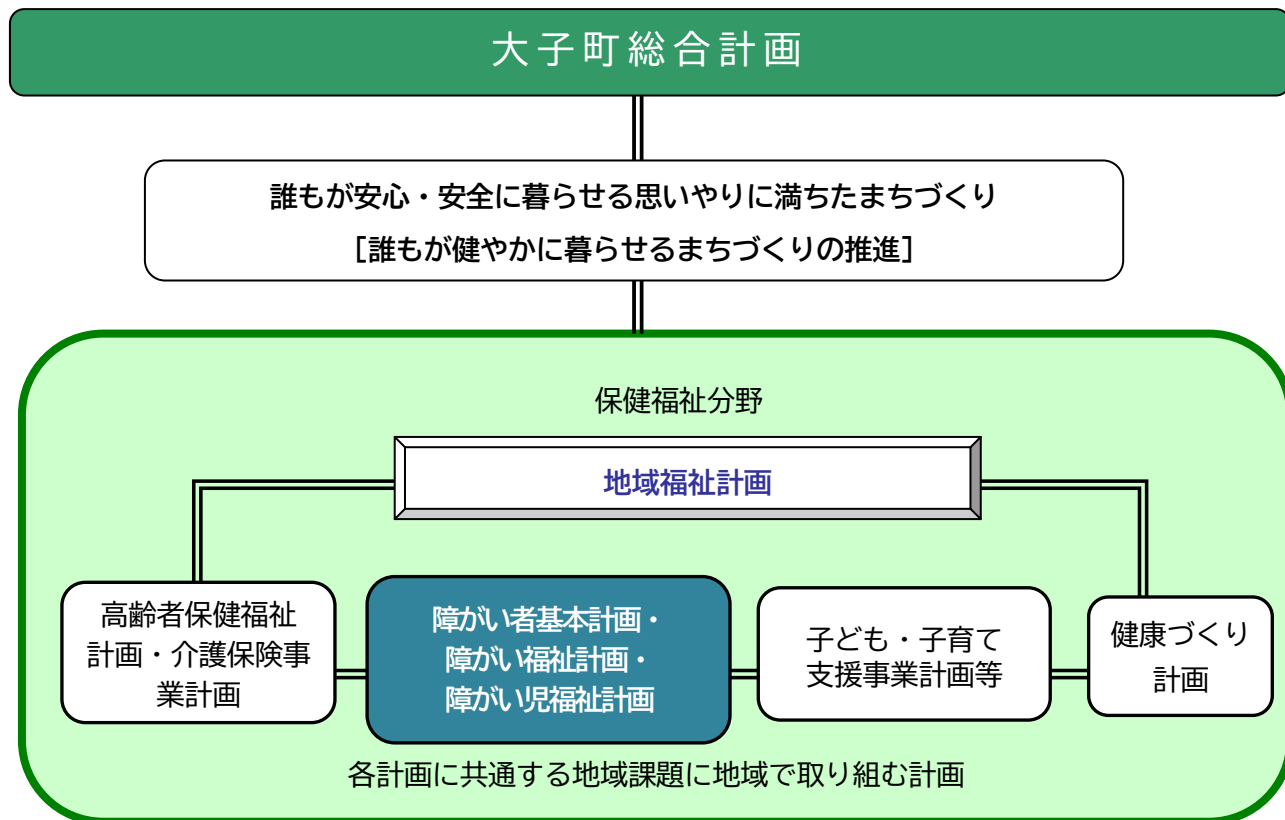
障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき障がい児に関するサービス利用の見込み等を参考に、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめるものであり、障がい福祉計画と同様に、国の基本指針に即して策定します。

障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係



計画の策定にあたっては、大子町総合計画における位置づけを基本に、地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画等、健康増進計画などの関連計画と連携・調整を図りながら策定します。

また、国の障害者基本計画をはじめ県計画等との整合性を保ちながら策定し、推進します。



第3節 計画の期間

障がい者基本計画は中期的な課題や施策展開の方向性を示すものであり、第4次計画は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

一方、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、施策の目標値やサービスの見込み量を設定する計画であることから、令和8年度末までの目標値を設定した上で、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間として具体的な見込み量等を設定します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者基本計画	第4次					
障がい福祉計画	第7期		第8期(予定)			
障がい児福祉計画	第3期		第4期(予定)			

第4節 計画の対象者

本計画において、計画対象である障がいのある人とは、障害者基本法第2条に示される「身体障害、知的障害または精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

この考え方を基本とし、難病に起因する身体上や精神上的の障がい、自閉症、高次脳機能障がいやてんかん等で長期にわたり生活上の支障がある人などにも配慮します。

第5節 介護保険制度のとの関係

障害者総合支援法上のサービスと、主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている介護保険サービスには、類似のメニューが多くあります。

これらのサービスメニューについて、65歳以上の障がい者や、介護保険制度の特定疾病(脳血管疾患など)に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施されます。障がい者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

第6節 近年の法制度の整備状況

近年の国における法制度の主な改正等は、次のとおりです。

【近年の主な法改正等】

- 平成30年 改正障害者総合支援法の施行
障害者文化芸術推進法の施行
バリアフリー法の施行（一部は平成31年施行）
改正社会福祉法の施行
 - 令和元年 読書バリアフリー法の施行
欠格条項削除一括法の施行
 - 令和2年 改正障害者雇用促進法の施行
 - 令和3年 医療的ケア児支援法の施行
障害者差別解消法の改正
改正社会福祉法の施行
 - 令和4年 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
 - 令和5年 障害者基本計画（第5次）の公表
-

【法改正等の概要】

法律		概要
平成 30年	改正障害者総合支援法の施行	● 地域生活を支援するサービス（自立生活援助）、就労定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設 ● 重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	障害者文化芸術推進法の施行	● 文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進
	バリアフリー法の施行（一部は31年施行）	● 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進
	改正社会福祉法の施行	● 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備
31年	読書バリアフリー法の施行	● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 元年	欠格条項削除一括法の施行	● 成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除
2年	改正障害者雇用促進法の施行	● 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援 ● 国及び地方公共団体による障害者活躍推進計画の作成
3年	医療的ケア児支援法の施行	● 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改正	● 障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付け
	改正社会福祉法の施行	● 地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（重層的支援体制整備事業）の創設
4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	● 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等を明記
5年	障害者基本計画（第5次）の公表	● 令和5年度から令和9年度までの5年間で、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画

第7節 障害者基本計画(第5次)の概要

①本基本計画を通じて実現を目指すべき社会

基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」から抜粋

②各分野における障害者施策の基本的な方向別のポイント

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	● 虐待の早期発見や防止に向けた取組 ● 強度行動障がい等を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備 ● どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
2. 安全・安心な生活環境の整備	● ソフト面（接遇ガイドライン等の普及・啓発等）、ハード面からのバリアフリー化
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	● 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援 ● 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
4. 防災、防犯等の推進	● 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定
5. 行政等における配慮の充実	● 心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
6. 保健・医療の推進	● 切れ目のない退院後の精神障がい者への支援

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	● ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ● 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進 ● 障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
8. 教育の振興	● 学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進 ● 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	● 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	● 障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進 ● 障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
11. 国際社会での協力・連携の推進	● 障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

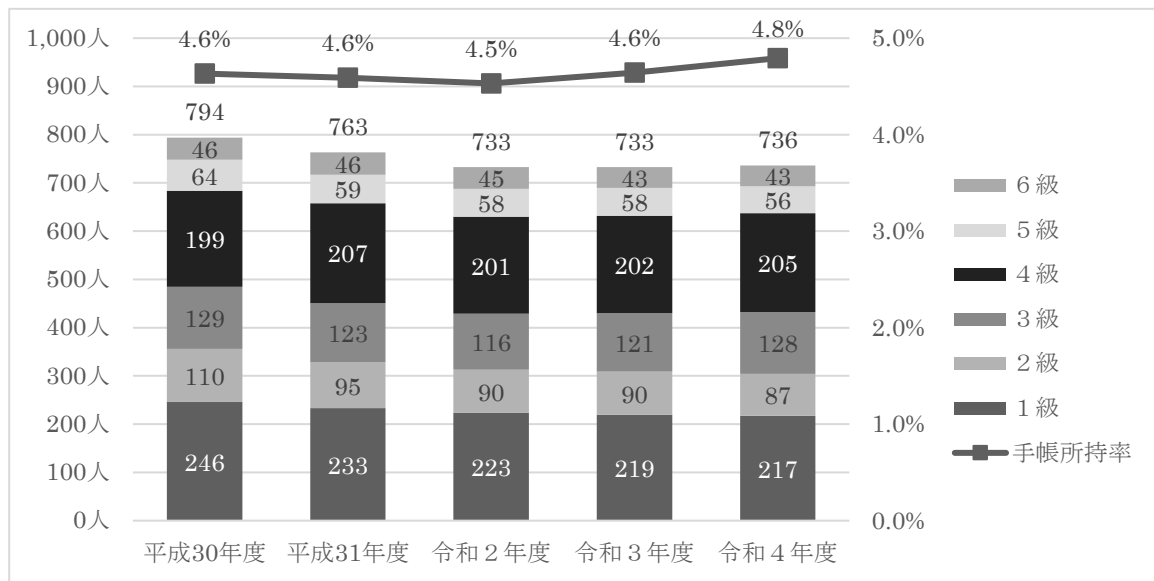
資料：内閣府「第5次障害者基本計画概要」等から作成

第2章 障がい者数等の推移

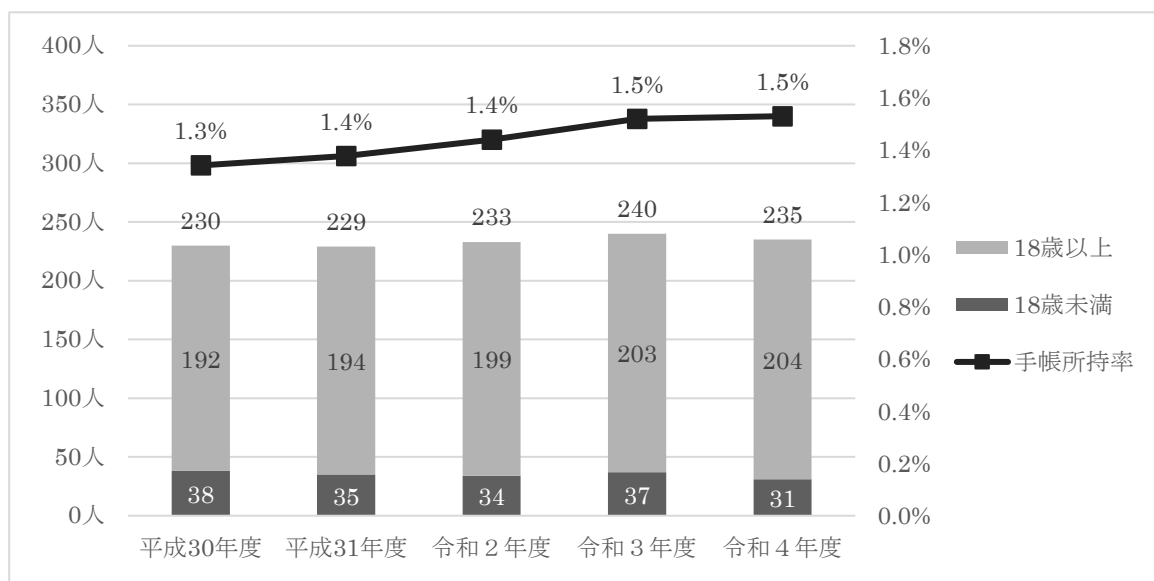
本町における障がい者手帳所持者数の推移は、障がい者手帳別で見ると、身体障がい者手帳では、平成30年度の794人から令和4年度は736人と概ね減少傾向であり、住民基本台帳人口における手帳所持率は令和4年度が4.8%で、過去5年度は概ね横ばい又は微増となっています。

また、療育手帳所持者数では、平成30年度の230人から令和4年度は235人と微増で、手帳所持率は概ね上昇傾向です。

身体障がい者手帳所持者の推移



療育手帳所持者の推移

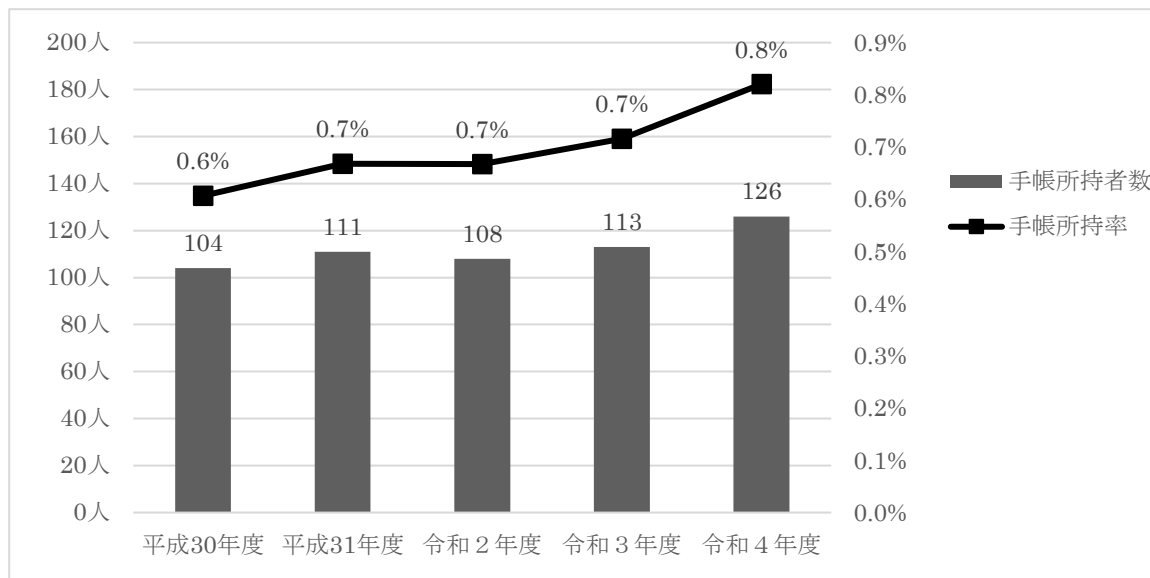


資料：大子町福祉課調べ（各年度末現在）

精神障がい者保健福祉手帳所持者数では、平成30年度の104人から令和4年度は126人と増加傾向で、手帳所持率も概ね上昇傾向です。

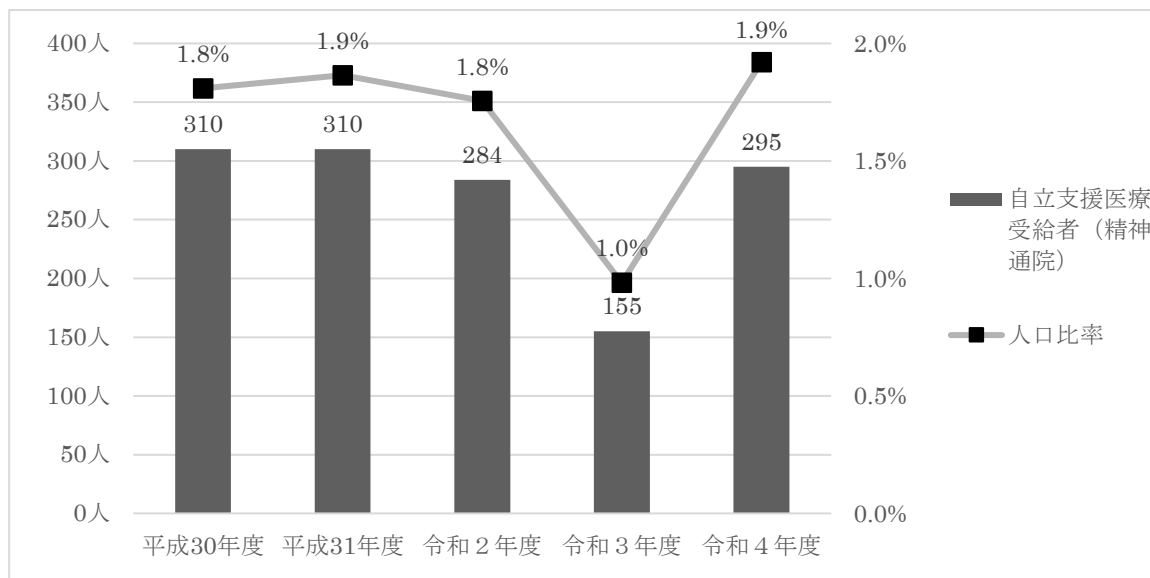
また、自立支援医療受給者（精神通院）の人数では、平成30年度の310人から令和4年度は295人と概ね横ばい又は微減で推移しています（令和3年度は受給者証の有効期限が1年延長された関係で、前年度比で大幅な減少）。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移



資料：大子町福祉課調べ（各年度末現在）

自立支援医療受給者（精神通院）の推移



第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

本町では、第7次大子町総合計画【令和6～9年度】において、「豊かな資源をつむぎ 人々が豊かに暮らし、訪れるまち 奥久慈に輝く日本一幸せなDAIGO」をまちの将来像に掲げ、将来像を実現させるための計画の体系(6つの分野)を設定しており、その2つ目の分野目標が「健やかでやさしいだいご(保健・医療・福祉分野)」です。

一方、国の福祉を取り巻く制度の方向性は、障がい者、高齢者、子どもといった世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域に暮らす全ての人々が、思いやり手を差し伸べることができるような「地域共生社会」の実現が求められています。

そして本計画の基本理念は、総合計画の将来像や分野目標、そして「地域共生社会」の実現に向けて、前計画の理念を継承した「お互いがわかりあい つながりあい 支えあうまち」とします。

引き続き、障がいのある人、ない人もともに理解し、わかりあい、同じ地域で社会で町でつながりあい、そしてお互いが支えあえる町となるように、そのことで明日への希望につながるような豊かで健やかな毎日が過ごせるように、計画の推進に取り組んでいきます。



基 本 理 念

お互いがわかりあい ささえあい
あしたにつながる だいごまち

第2節 基本目標

基本理念の実現のため、次の4つの基本目標を掲げて各施策の展開を図ります。

基本目標1 たがいにおもいやるまち

障がいのあるなしに関わらず、ともに地域に暮らす人が手を携えて生活していく共生社会の実現と差別の解消に向けて、住民の理解を深めるため、交流の機会など福祉教育の充実を進めるとともに、ボランティア活動など地域における福祉活動を促進し、お互いにおもいやることができるまちを目指します。

基本目標2 とものにのびゆくまち

障がいのある子どもの状況、環境に応じた保育、療育、教育を充実するとともに、生涯を通じて一貫した支援ができる体制づくりに努めます。また、障がいのある子どもの家族も含めた支援を行い、抱え込みや孤立のない支援体制を目指します。

また、地域資源の活用、創出による福祉的就労の場の拡充を目指すとともに、文化・スポーツなど生涯学習や余暇活動に参加しやすい体制づくりに努め、生きがいのある生活の創造を推進します。このような保育、療育、教育、就労、生きがいづくりの支援を通じ、障がい者のみならず、関わる全ての人も、ともにのびゆくまちを目指します。

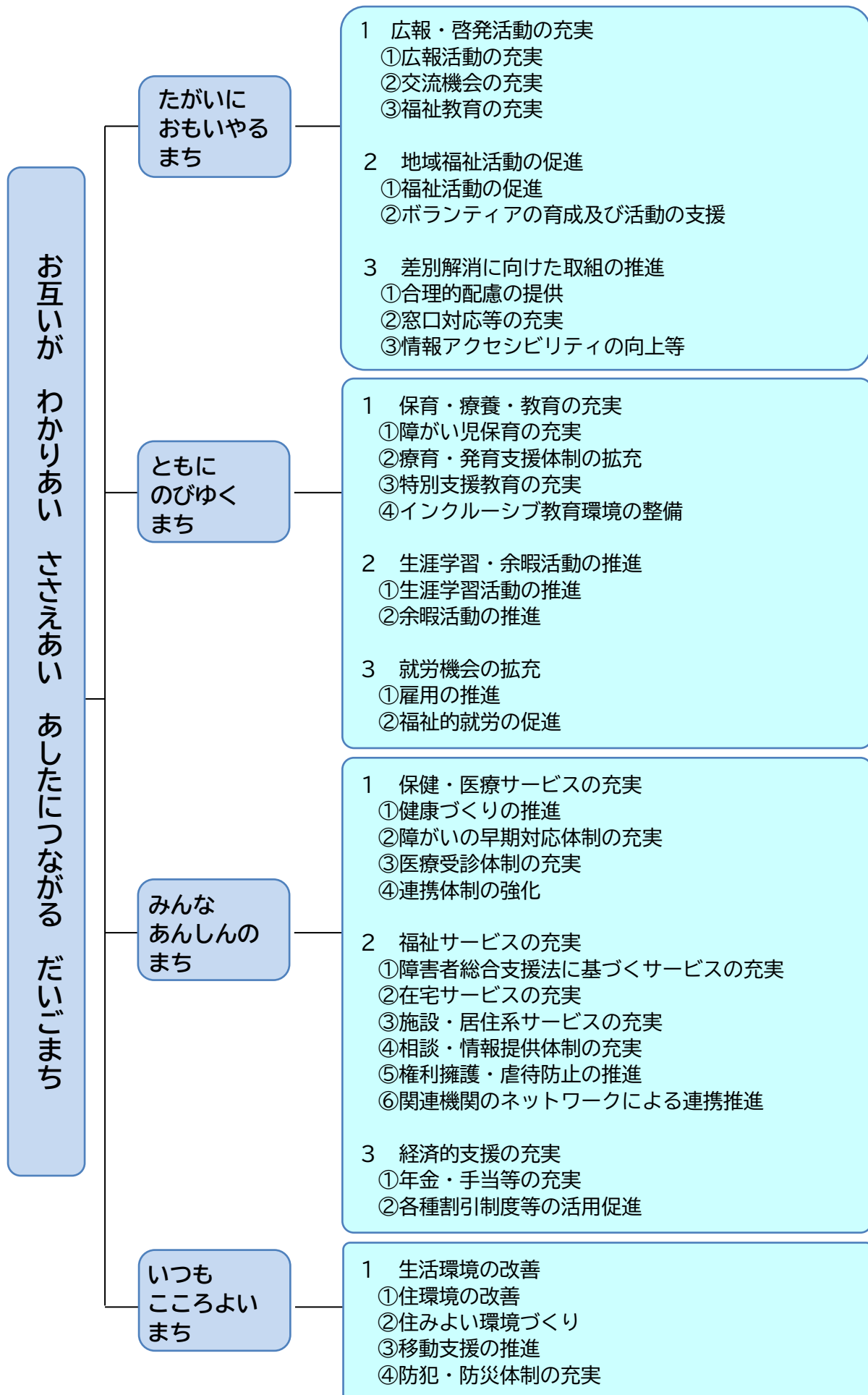
基本目標3 みんなあんしんのまち

疾病の予防や障がいの早期発見、早期対応を進めるとともに、医療費負担の軽減や地域での診療体制づくりになどに努めます。

また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業の充実とともに、虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の充実、相談支援やコミュニケーション支援、情報へのアクセスの向上のほか、年金・手当等の支給、貸付・割引制度等により、安心して生活することができるまちを目指します。

基本目標4 いつもこころよいまち

日常生活や社会参加を支援するため、移動環境の充実とともに、住宅改修（バリアフリー化）などによる居住・生活環境の改善、防災対策等の推進に努め、こころよく快適に生活できるまちを目指します。



第2編 障がい者基本計画

第1章 たがいにおもいやるまち

第1節 広報・啓発活動の充実

《実施状況》

障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動としては、町広報誌などへの記事掲載や町ホームページでの情報掲載を行っています。

また、障がい者週間(毎年12月3日～9日)には障がい者週間の周知にも努めています。

さらに、子どもの頃からの福祉教育を進めるため、小中学校では「総合的な学習の時間」を活用した「福祉」の学習や体験活動を行うとともに、特別支援学校との交流事業を実施しているほか、それらの活動・事業の実施を支援するため、大子町社会福祉協議会では小・中・高・特別支援学校に福祉教育を目的とする補助金を交付しています。

《課題や施策展開の方向》

「地域共生社会」の実現に向けて、住民同士の心のバリアを取り除き、お互いが分かり合うことが、欠かせないことから、様々な媒体や機会を通じて、障がいを理由とする差別や偏見をなくし、障がいへの理解を促すための啓発・広報が求められます。

また、学校教育や生涯学習活動など、あらゆる機会を通じて、福祉教育を推進する必要があります。

① 広報活動の充実

広報誌やパンフレット等の各種広報媒体の活用により、障がいに対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスや障がい者団体等に関する情報提供を進めます。

② 交流機会の充実

茨城県立大子特別支援学校との交流事業や特別支援学級との交流の推進等により、障がいのある子どもと障がいのない児童・生徒がともに育つ交流・ふれあい事業等を検討します。

③ 福祉教育の充実

町内の小・中学校・高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高めるきっかけづくりとして、大子町社会福祉協議会によるボランティア教室の開催や高齢者疑似体験セット等の貸出しとともに、各学校へボランティア活動を普及してもらうための補助金交付を継続します。

第2節 地域福祉活動の推進

《実施状況》

地域における福祉活動は、大子町社会福祉協議会において、講演会や講習会の開催、障がい者団体の育成支援、ボランティア活動の支援などが進められているほか、高齢者や身体の不自由な方の日常生活上の負担を軽減するため、有償ボランティアによる簡単な家事援助を低額料金で提供されています。

また、ボランティア活動では、ボランティアコーディネーターを配置するとともに、大子町ボランティア連絡協議会を設置し、ボランティア団体相互の連絡調整を行うなど、活動の支援を行っています。令和5年度現在、22のボランティア団体が大子町社会福祉協議会に登録しています。

《課題や施策展開の方向》

「地域共生社会」の実現に向けて、地域の福祉活動の担い手となる民間団体やボランティアの育成を進める必要があります。

また、多くの住民が互いに見守り、支え合う活動が促進されるよう、関係機関と協力しながら取り組むことが求められます。

① 福祉活動の促進

地域における福祉活動を進めるため、障がい者団体、身体障害者福祉協議会の活動を継続的に支援します。

地域における福祉活動を進めるため、在宅福祉サービス（有償ボランティアによる簡単な家事援助等）を実施します

② ボランティアの育成及び活動の支援

ボランティア活動へ参加するきっかけづくりとなるように、講演会や講習会等を実施します。

地域における福祉活動の担い手となるボランティアコーディネーターを育成します。

第3節 差別解消に向けた取組の推進

《実施状況》

本町では、障害者差別解消法に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成し、この要領に基づき各業務において必要な合理的配慮の提供に努めています。

また、意思疎通が困難な人の情報入手やコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業を通じて、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

《課題や施策展開の方向》

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえつつ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めることが求められます。

また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、今後各課において必要な合理的配慮の提供に努める必要があります。

① 合理的配慮の提供

障害者差別解消法に基づき、官民が一体となって、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、適切な対応に努めます。

② 窓口対応等の充実

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき、障がい特性や必要な配慮の周知を図るための職員研修を実施します。

③ 情報アクセシビリティの向上等

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいの種類や程度、特性に応じた、情報の取得や意思疎通の支援に努めます。

第2章 ともにのびゆくまち

第1節 保育・療養・教育の充実

《実施状況》

乳幼児健診等で発達等に遅れが疑われた子どもについては、相談事業で相談を受け、必要に応じて経過観察や指導機関への紹介を行っています。

発達障がいの可能性のある子どもの保育に関しては、一般児童との集団保育を基本として、保育士を加配するなど保育体制の充実に努めているとともに、各保育所（園）や幼稚園と連携を図り、発達支援教室への参加につなげています。

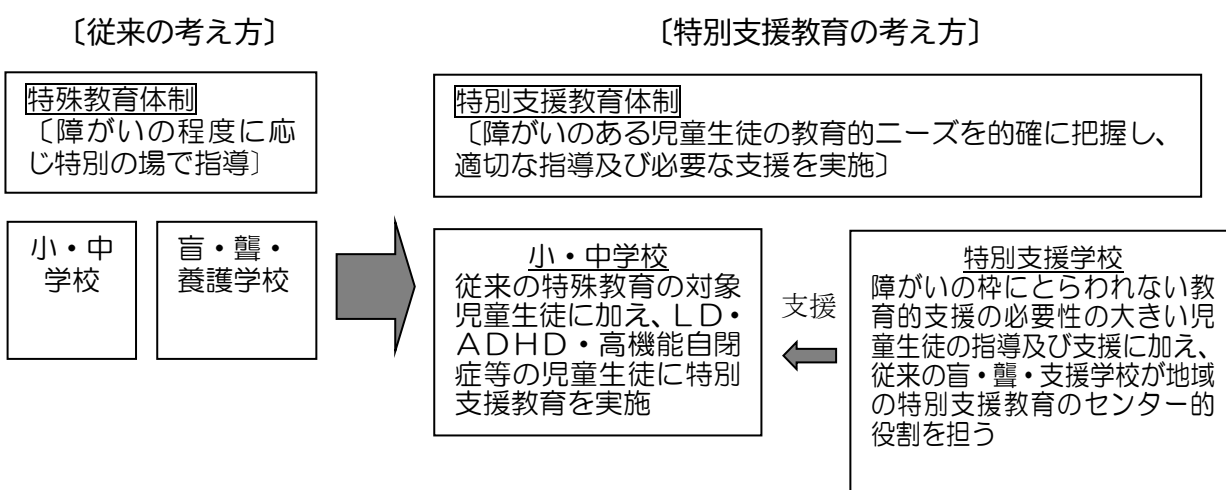
また、子育て相談やことばの相談では、保育士から児童の集団での状況や相談後の結果の共有を図る等、切れ目のない共通した支援に努めています。

さらに、障がい児に対する療育事業は、児童福祉法による児童発達支援や放課後等デイサービスを提供しています。

一方、障がい児に対する教育に関しては、学校や保育所（園）、幼稚園、障がい児施設、医療機関などと連携しながら就学指導と就学相談を実施しているほか、子育て相談やことばの相談実施後、就学児では必要に応じて知能検査を受けられるよう調整し、保育所（園）や幼稚園、教育委員会等と連携、共有しながら、支援に努めています。また、自閉症・情緒障がい、知的障がいなどに対応した特別支援学級の設置や特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援を行っています。

そのほか、日中一時支援事業により家族の負担軽減を図っています。

特別支援教育の考え方



《課題や施策展開の方向》

健康診査や全戸訪問、健康教育・相談など、切れ目ない支援を目指した母子保健事業の充実とともに、保育所（園）では引き続き加配保育士の確保など、障がいの有無に関わらず、共に地域で育つ環境づくりを目指していく必要があります。

また、療育から就学、就学から就労へと、ライフステージに応じて一貫した支援ができる体制の強化が求められます。

一方、学校教育においては、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童・生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた特別支援教育の充実、多面的な支援が求められます。

さらに、学校等施設のバリアフリー化など、インクルーシブ教育環境の整備に努める必要があります。

① 障がい児保育の充実

全保育所（園）で障がい児保育の実施体制を継続します。集団保育・教育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促し、必要に応じて保育所（園）での加配保育士の配置や障がいのない児童との統合保育を進めます。

② 療育・発育支援体制の拡充

発達障がいの可能性のある乳幼児の保護者に対して連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学齢期にかけて連携した相談体制がとれるよう努めます。

支援が必要な児童に対し、専門職が各保育所（園）や幼稚園を訪問し支援を実施できるよう支援体制整備に努めていきます。

児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの給付を行い、障がいの程度やその人の状態に応じた日中の居場所確保に努めます。

③ 特別支援教育の充実

障がいの程度、種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関の充実、障がい児をもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。

④ インクルーシブ教育環境の整備

障がいの特性に応じた教育を進めるため、障がい児や障がいの傾向を持つ児童の動向、保護者の意向を踏まえながら、特別支援教育の充実に図ります。また、自閉症・情緒障がい、知的障がいなどに対応した特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置を図ります。

スペースや構造等、制限がある中で、必要が生じた場合には、検討を行い、できる限りインクルーシブ教育環境に近づけるよう適切に対応に努めます。

第2節 生涯学習・余暇活動の推進

《実施状況》

障がい者の文化活動やスポーツ活動については、県の実施する身体障がい者スポーツ大会やゆうあいスポーツ大会の参加を支援しています。

また、公共施設が障がい者や高齢者の利用に配慮したものとなるよう、中央公民館におけるスロープの設置など、バリアフリー化を進めています。

《課題や施策展開の方向》

障がい者の生活を豊かにし、生きがいをもった生活を営むことができるよう、生涯学習やスポーツ、余暇活動などに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

① 生涯学習活動の推進

障がい者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、一般の各種講座、教室等に障がい者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。

② 余暇活動の推進

県や関係機関が主催する文化、スポーツ、レクリエーション活動等の情報提供を促進し、参加を支援します。

障がい者が町内でスポーツやレクリエーションに親しむ機会づくりを推進します。

第3節 就労機会の充実

《実施状況》

民間企業における障がい者の雇用を促進するため、自立支援協議会において、ハローワーク（公共職業安定所）や商工会と連携し、障がい者雇用の啓発活動に努めています。

また、障がい者の就労機会の確保のため、大子町役場庁舎の日常清掃業務の受託業者に対して障がい者雇用を要請しているほか、令和2年度から新たに回覧物発送業務の一部を委託しています。

障がい者の就労支援に関しては、町内に就労継続支援事業所（B型）を3か所整備しており、一般就労への移行を支援するとともに、日常生活に必要な社会性の訓練及び軽作業を継続的に行い、自立と社会生活への適応力を養えるように努めています。

《課題や施策展開の方向》

一般就労支援に向けた企業側への啓発や障がい者への理解促進、就労環境の整備促進とともに、一般就労への移行・定着の支援が求められます。

また、福祉的就労の場等を支援するため、障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がい者の自立と社会参画につながるよう支援を図る必要があります。

① 雇用の推進

民間企業や事業所の障がい者雇用を促進するため、常陸大宮公共職業安定所や町商工会との連携を深め、情報提供や相談支援、啓発活動を強めます。

② 福祉的就労の促進

福祉的就労を主体とした、雇用型の就労継続支援事業（A型）の利用促進のため、特別支援学校への情報提供や実習受け入れの機会が得られるように事業所の活動支援をします。

第3章 みんなあんしんのまち

第1節 保健・医療サービスの充実

《実施状況》

乳幼児期においては、各年齢に応じた定期的な乳幼児健康診査や出産後の母子に対する相談事業を実施しており、必要に応じて、医療機関の受診につなげていけるよう、支援に努めています。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見と予防のため、妊婦や乳幼児から高齢者までを対象とした各種健康診査を実施しており、広報や個別の受診勧奨を実施することで、受診率の向上を図っています。

さらに、健康づくり教室や健康運動教室、健康相談などを開催し、住民の健康の保持・増進を図っており、健康リスクのある方の参加につながるよう、教室に関する周知の工夫・内容の充実を図っています。

心の健康づくりに関しては、「こころの相談」を実施し、悩みを抱えた本人のみならず、家族や民生委員等からの相談を受け、必要に応じて他関係機関へのつなぎを行い、その後も見守りを継続しています。

自立支援医療費（育成医療・更生医療）の給付、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を行っています。

《課題や施策展開の方向》

障がいの原因となる疾病を予防するために、健康診査の受診やその後の生活習慣の改善につながるよう、経過の見守りや支援が必要な人については関係課や関係機関で連携した対応が必要です。

また、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見、早期治療につながる事業を推進するとともに、メンタルヘルス対策を推進する必要があります。

さらに、医療的ケア児への支援の強化に向けては、障がいの程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者の、円滑な在宅への移行や早期療育支援等、地域の受け入れ体制の整備が求められます。

① 健康づくりの推進

乳幼児健康診査について、集団での実施の中でも、個々の状況に合った対応ができるよう、個別支援を強化していきます。

介護状態の予防など将来的な障がいの発生の予防となる生活習慣病の予防・改善のた

めに健康診査及びがん検診事業を実施し、より多くの住民が健康診査、がん検診を受診できるように、受診勧奨に努めます。

② 障がいの早期対応体制の充実

保健、医療、福祉のそれぞれの分野の特性を生かし、相談者が適切な相談機関につながるよう、情報共有等を行いながら連携を強化していきます。

③ 医療受診体制の充実

障がいの軽減を図り、必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費の給付や重度心身障害者医療費助成の周知を図ります。

④ 連携体制の強化

在宅障がい者や難病患者の在宅療養生活の把握については、訪問看護師、医療機関やヘルパーとの情報交換などにより連携を深めます。

第2節 福祉サービスの充実

《実施状況》

障害者総合支援法に基づき、自宅等を訪問し支援するサービス（居宅介護）や日中活動を支援するサービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）、居住を支援するサービス（グループホーム、施設入所支援）を提供しています。

また、地域生活支援事業として、相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、日中一時支援、移動支援等のほか、補装具の交付・修理、自立支援医療などを提供しており、利用者本人の意向に基づき、サービス提供事業者及び関係機関と調整して利用されています。

《課題や施策展開の方向》

在宅での暮らしを総合的に支援するため、障がい福祉サービスを中心に、手当やその他のサービスを組み合わせた利用を促進し、家族などの介護負担の軽減を図ることが必要です。

また、特別支援学校卒業生の日中活動を支援する場の確保とともに、強度行動障がいをはじめ、重度障がいを含む支援の場の確保に努める必要があります。

さらに、共同生活援助（グループホーム）をはじめ、「親亡き後」における地域の居住の場を確保していくことが課題です。

一方、相談支援や情報提供については、権利擁護と合わせてさらなる体制の強化が求められています。とりわけ、相談支援においては、施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行の促進とともに、複雑化・複合化する生活課題に包括的に対応する相談支援が求められています。

① 障害者総合支援法に基づくサービスの充実

自立支援給付や地域生活支援事業について、サービス提供事業者や関係機関と連携し、個々のケースに応じて必要とされるサービスや提供量の確保、質的向上に努めます。

強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアの必要者など、重度障がいに対応するため、支援に関わる職員に対する研修をはじめ、支援体制の整備に努めます。

② 在宅サービスの充実

補装具の給付事業や地域生活支援事業における日常生活用具の給付事業の周知を図り、利用を促進します。

社会参加を促進するため、地域生活支援事業を活用し、手話通訳者の派遣など、意思疎通支援の充実を図ります。

③ 施設・居住系サービスの充実

地域で自立した生活を求めている障がい者が、地域で安心して生活できるよう、ニーズに応じた共同生活援助事業（グループホーム）の事業者誘致を図ります。

④ 相談・情報提供体制の充実

ホームページや広報誌などで、文字の大きさやレイアウトなど、障がい者の利用にも配慮した構成への改善を進めます。

障がいのある方でも手に取りやすい広報誌の作成や SNS 等の発信に努めていきます。

ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化する生活課題に包括的に対応する相談支援体制の充実を図ります。

⑤ 権利擁護・虐待防止の推進

障がい者の意思を尊重し、自立した生活を支援するため、人権や財産保全等、権利擁護に関する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」（県社協）、権利擁護推進事業（社会福祉協議会）などの実施を促進します。

障害者虐待防止対策支援事業では、障害者虐待防止法に基づき、行政や各関係機関と連携をとりながら、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行っています。

⑥ 関連機関のネットワークによる連携推進

新しい制度への取組や、大きな課題のある事例への対応等、従来の役割や担当だけでは進展し難いような状況に対し、関連機関のネットワークにより、課題解決や新たな取組に発展するような連携を推進します。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後) ①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象 (2)任意後見（判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく）

第3節 経済的支援の充実

《実施状況》

経済的な支援については、国や県、町の制度に基づき、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当等の申請受付やそれに伴う各種通知の送付を行っています。

また、指定難病特定医療費助成制度の受給者証所持者の内、申請があった方へ、難病患者福祉見舞金の支給を行っています。

さらに、障害者手帳交付の際に、税金の軽減、非課税制度、公共施設利用料などの減免に関する情報提供を行っています。

一方、社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付も行っており、安定した家計運営を支援しています。

《課題や施策展開の方向》

経済的な支援として、各種制度の周知を進める必要があります。

① 年金・手当等の充実

障がい者に対して各種手当に関する情報提供の強化を図ります。

指定難病療養者に見舞金を支給する、難病患者福祉見舞金の周知を図ります。

② 各種割引制度等の活用促進

障がい者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。

第4章 いつもこころよいまち

第1節 生活環境の改善

《実施状況》

住環境の改善や整備については、介護保険制度や住宅リフォーム助成事業による助成や、住宅リフォーム相談窓口の設置、リフォームに関するリーフレット等の配布などを行っています。

また、福祉のまちづくりは、平成18年12月に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通常「バリアフリー新法」）及び県のひとにやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した歩道の整備や施設整備、改修などを進めています。

外出の支援としては、移動支援事業、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業の実施とともに、自動車を運転することができない高齢者や障がい者を対象に「タクシー利用助成券」を交付しています。

また、公共施設の駐車場に障がい者用駐車場も確保しています。

防災体制については、避難行動要支援者名簿の登録を進めており、地域の自主防災会と名簿を共有し、対象者の把握に努めています。

《課題や施策展開の方向》

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や地域の各種施設などが障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

また、移動に関しては、自家用車の利用が多いことから、免許取得や自動車改造費の助成とともに、外出先の障がい者専用駐車場の確保及び一般利用者への理解啓発と協力を求めることも必要です。

一方、災害時の避難行動要支援者名簿の登録・共有とともに、個別避難計画について、プライバシーの保護に最大限の注意を払ったうえで、本人の同意を得ながら作成を進め、災害時に備えることが課題となります。

① 住環境の改善

介護保険制度に基づく住宅改修や重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業により、住環境の改善を支援します。

② 住みよい環境づくり

道路改修や施設の改善にあたっては、国や県の方針、バリアフリー法、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」、ユニバーサルデザインの考え方などに基づき、福祉の視点を活かした整備に努めます。

③ 移動支援の推進

自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業などによる支援を継続します。
タクシー利用助成事業を継続します。

④ 防犯・防災体制の充実

障がい者を災害から守るため、プライバシーの保護に最大限の注意を払い、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、同意を得た人から順次、個別避難計画の作成を進め、情報の伝達、避難誘導等、地域における防災体制の充実を図ります。

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 基本目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がい者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、次の5つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

2 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントを適切に実施し、ライフスタイルに応じた継続的な支援に努めます。

また、サービス提供事業所である地域の福祉資源と連携し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないサービスの提供を進めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

4 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障がいや発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健、医療、保育、教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どもに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、障がい児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障がい及び重度の知的障がいがある「重症心身障がい児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障がいのある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。

5 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進

障がい児及び保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、情報提供及び相談支援の充実、保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また、障がい児が保育所等訪問支援をはじめとする障がい児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障がいの有無に関わらず共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

第2章 令和8年度末の成果目標

第1節 施設入所者の地域生活移行の目標

施設入所者の地域生活への移行については、国は「令和4年度末時点に入所している障がい者の6%以上が地域生活へ移行すること」、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の入所者数から5%以上削減すること」を目標に掲げています。

本町では、令和4年度末時点の入所者数は39人となっており、入所から地域生活に移行する人数の目標を3人、入所者数の削減目標を2人と設定します。

施設入所者の地域生活移行

国の項目	本町の数値目標
令和8年度末時点の入所者数	37人
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	3人(7.7%)
入所者数の削減目標	2人(5.1%)

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国は保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、地域移行や定着を推進することを目標に掲げています。

本町では、令和3年度から保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けており、今後も関係者による参画のもと、目標設定や評価を行いつつ、地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がい者の地域移行・定着を支援します。

第3節 地域生活支援の充実

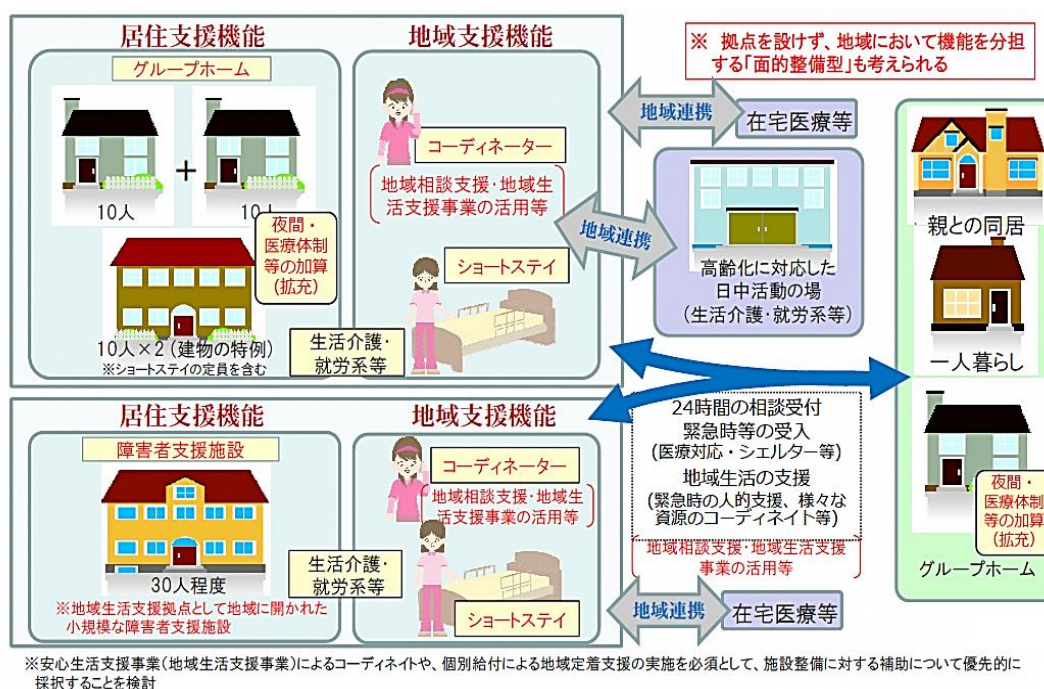
地域生活支援の充実について、国は「地域生活支援拠点等」の整備とその機能の充実とともに、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制をすることを目標に掲げています。

本町では、社会資源が限られている中、地域生活支援拠点等が備えるべき機能を計画期間内に全て整備することは困難であることから、既存の障がい福祉サービス事業所などと連携を図りつつ、提供可能な機能の充実に努めていきます。

【地域生活支援拠点等】

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのこと

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



地域生活支援の充実

国の項目	本町の目標
地域生活支援拠点等の整備	提供可能な機能の充実
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	提供可能な体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	実施
強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	ニーズに応じて整備を検討

第4節 福祉施設から一般就労への移行の目標

福祉施設から一般就労への移行について、国は「福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上（就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上）」を目標としています。

本町では、令和3年度の一般就労移行者実績がないため、福祉施設から一般就労への移行者数の目標は1人と設定します。

福祉施設から一般就労への移行

国の項目	本町の数値目標
令和8年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等について、国は「令和8年度末までに、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、「全ての市町村において、障害児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築」等の目標を掲げています。

本町では、令和7年4月から運用開始予定の「こども家庭センター」に、障がい児支援を提供する機能を付加することで、重層的な地域支援体制の構築を目指します。

障がい児支援の提供体制の整備等

国の項目	本町の目標
児童発達支援センター※の設置	「こども家庭センター」に、障がい児支援を提供する機能を付加
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所の設置数	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

※児童発達支援センターは、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設

第6節 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国は「令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制強化を図る体制を確保」等の目標を掲げています。

本町では、本計画期間内に基幹相談支援センターの設置は想定できませんが、次のとおり相談支援体制の充実・強化等に努めます。

相談支援体制の充実・強化等

国の項目	本町の目標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センター※の設置	既存の相談支援体制の充実・強化
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	体制の確保

※基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

第7節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国は「令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する」目標を掲げています。

本町では、茨城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ職員が継続的に参加しており、その取組の継続を含め、次のとおり目標を設定します。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	目標
サービスの質向上のための体制の構築	構築

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス事業量の見込みの総括

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、以下のサービスを提供します。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスメニュー

	介護給付	訓練等給付	自立支援給付	その他の自立支援給付	児童福祉法のサービス	身体	知的	精神・発達	障がい児	難病
1 自立支援給付										
(1) 訪問系介護給付5サービス	○					○	○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス										
①生活介護・療養介護	○					○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○				○	○	○		○
③就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○				○	○	○		○
④短期入所	○					○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス										
①共同生活援助（グループホーム）	○	○				○	○	○		○
②施設入所支援	○					○	○	○		○
③自立生活援助	○	○								
(4) 指定相談支援										
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援				○		○	○	○		○
2 地域生活支援事業										
①理解促進研修・啓発事業						○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業						○	○	○	○	○
③相談支援事業						○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業							○	○		
⑤成年後見制度法定後見支援事業							○	○		
⑥意思疎通支援事業						○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業						○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業						○				
⑨移動支援事業						○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業						○	○	○		○
⑪日中一時支援事業						○	○	○	○	○
⑫訪問入浴サービス						○			○	
⑬自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成						○	○	○		
3 障がい児支援										
①児童発達支援事業					○				○	
②放課後等デイサービス					○				○	
③保育所等訪問支援					○				○	
④居宅訪問型児童発達支援					○				○	
⑤障がい児相談支援					○				○	

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系5サービス

〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービス内容は表の通りです。

訪問系5サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分4以上）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分6）」のうち、次の方が対象となる。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者又は最重度の知的障害者」 「②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供するサービス

〔事業量見込み〕

訪問系5サービスは、過去の事業量実績の推移等を勘案し、居宅介護の令和8年度の事業量は、延192時間分／月と計画します。

訪問系5サービスの事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数（人/月）	14	14	14	14	14
	利用時間（時間/月）	166	192	192	192	192
重度訪問介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0

サービス種別	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
同行援護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0

※平成5年度は令和6年1月時点までの実績に基づきます（以下同じ）。

〔提供体制の確保策〕

県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や新規事業参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 生活介護・療養介護

〔サービス内容〕

生活介護・療養介護は、「常に介護を必要とする障がい者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

〔事業量見込み〕

令和８年度の事業量は、生活介護が1,224人日分／月と計画します。療養介護は、「重症心身障害児施設（委託病棟含む）に入院している18歳を過齢した方」などへのサービスですが、令和８年度の事業量は３人日分／月と計画します。

生活介護・療養介護の事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
生活介護※	利用者数（人/月）	54	56	57	58	59
	利用量（人日/月）	1,129	1,162	1,183	1,204	1,224
療養介護	利用者数（人/月）	3	3	3	3	3

※強度行動障がい者や医療的ケアの必要者などの利用は想定なし

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(2) 自立訓練

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援卒業者」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う	18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③ 宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う	24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内）

〔事業量見込み〕

令和８年度の事業量は、機能訓練が15人日分／月、生活訓練が31人日分／月と計画します。

自立訓練の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	3	3	3	3	3
	利用量(人日/月)	21	15	15	15	15
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	45	31	31	31	31

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(3) 就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

〔サービス内容〕

就労訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」があります。

就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方、就労継続支援を利用する意向を有する方	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う(利用期間24か月以内)
就労継続支援 (A型＝雇用型)	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

名称	主な対象者	内容
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	① 企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労定着支援	就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	就労先の企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげます。

〔事業量見込み〕

令和8年度の事業量は、「就労選択支援」が2人／月、「就労移行支援」が38日分／月、「就労継続支援A型」が62人日分／月、「就労継続支援B型」が1,246人日分／月、「就労定着支援」が2人／月と計画します。

就労移行支援・就労継続支援の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	利用者(人/月)				2	2
就労移行支援	利用者(人/月)	3	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	48	38	38	38	38
就労継続支援(A型)	利用者(人/月)	2	3	3	3	3
	利用量(人日/月)	40	62	62	62	62
就労継続支援(B型)	利用者(人/月)	74	74	76	78	80
	利用量(人日/月)	1,166	1,153	1,184	1,215	1,246
就労定着支援	利用者(人/月)	2	2	2	2	3

〔提供体制の確保策〕

各事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、当該サービスの円滑な事業実施を促進していきます。

(4) 短期入所

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」がありますが、本計画期間は「福祉型」のみ利用を見込みます。

〔事業量見込み〕

令和8年度の事業量は、249人日分／月と計画します。

短期入所（福祉型）の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人/月）※	13	17	17	17	17
利用量（人日/月）	187	249	249	249	249

※強度行動障がい者や医療的ケアの必要者などの利用は想定なし

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

重症心身障がい児・者など、常時医療的ケアが必要な方に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

3 居住系サービス

障がい者の居住系サービスは、住まいのサービスである「施設入所支援」とともに、生活支援を得ながら地域生活を送る場として「共同生活援助（グループホーム）」があるほか、入所や居住を支援する「自立生活援助」があります。

(1) 共同生活援助

〔サービス内容〕

障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、「共同生活援助（グループホーム）」があります。

共同生活援助サービスの内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 （グループホーム）	身体障がい者（65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者、精神障がい者	介護、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

〔事業量見込み〕

令和8年度の事業量は、42人／月と計画します。

共同生活援助の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用量（人/月）※	38	39	40	41	42

※強度行動障がい者や医療的ケアの必要者などの利用は想定なし

〔提供体制の確保策〕

施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用ニーズの拡大が想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。特に、町内での施設の新設を積極的に促進していきます。

また、グループホーム利用者のうち、ひとり暮らしを希望する人に対して、居宅生活への移行や生活の定着への支援に努めます。

(2) 施設入所支援

〔サービス内容〕

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

令和8年度の事業量は、37人／月と計画します。

施設入所支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用量（人/月）	39	40	39	38	37

〔提供体制の確保策〕

町内に施設はなく、県内市町村に広域的に入所しています。施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

(3) 自立生活援助

〔サービス内容〕

「自立生活援助」は、共同生活援助又は施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

〔事業量見込み〕

令和8年度の事業量は、2人／月と計画します。

施設入所支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用量（人/月）	3	2	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

圏域内の地域移行支援事業所等と連携を取り、自立生活に向けた支援体制構築の促進に努めます。

4 指定相談支援

〔サービス内容〕

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する①「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である②「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける③「地域定着支援」がメニュー化されています。サービスの内容は表のとおりです。

指定相談支援サービスの内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障がい者	・相談支援専門員によるケアプランの作成 ・基本相談支援(通常の相談)
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障がい者等	24時間体制の緊急時の相談支援等

〔事業量見込み〕

指定相談支援の令和8年度の事業量は、計画相談支援を31人／月と見込み、地域移行支援、地域定着支援は、地域移行に関する成果目標を踏まえて令和6年度、令和7年度にそれぞれ1人／月と見込みます。

指定相談支援の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用量(人/月)	35	36	31	31	31
地域移行支援	利用量(人/月)	0	0	1	1	0
地域定着支援	利用量(人/月)	0	0	1	1	0

〔提供体制の確保策〕

既存の相談機関が連携しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、新規に多くの事業者が指定相談支援を行えるよう、県等と連携しながら、相談支援専門員の育成等に努めます。

5 その他の自立支援給付

(1) 自立支援医療

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給」、「育成医療」は、「18歳未満の身体障がい児又は疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童への医療（口唇口蓋裂、心臓病の手術など）のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(2) 補装具費の支給

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者や難病患者に購入費や修理費の給付を行っています。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

市町村が、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

〔事業量見込み〕

令和8年度からの実施をめざします。

理解促進研修・啓発事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

〔提供体制の確保策〕

障がい者に対する理解を深めるため、この事業を実施する予算を確保し、研修・啓発に取り組んでいきます。

2 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。

〔事業量見込み〕

令和8年度からの実施をめざします。

自発的活動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

〔提供体制の確保策〕

自発的な活動を促進するため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

3 相談支援事業

〔サービス内容〕

相談支援については、指定相談支援や、町が窓口となって行う通常相談のほかに、障害者相談支援事業による専門的な相談を指定相談支援事業所が実施しています。

相談支援事業の内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。

〔事業量見込み〕

現行の事業を継続して実施していく見込みです。

相談支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業	設置箇所	3	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

4 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

成年後見制度利用支援事業の内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業

〔事業量見込み〕

利用の増加を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用量（人）	1	5	5	5	6

〔提供体制の確保策〕

成年後見による障がい者の権利擁護を図るため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

〔サービスの内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

〔事業量見込み〕

令和8年度からの実施をめざします。

成年後見制度法人後見支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

〔提供体制の確保策〕

成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成にむけて、関係機関とともに、取り組んでいきます。

6 意思疎通支援事業

〔サービスの内容〕

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳士（者）、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、国家資格として「手話通訳士」が、県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

〔事業量見込み〕

手話・要約筆記者の派遣は、現行の実績をもとに、今後の利用ニーズの増大を想定して見込みます。手話通訳者設置は、本町の規模からは人員配置が難しいと考えますが、職員の手話技術の取得を促進していきます。

意思疎通支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者設置人数	人	0	0	0	0	0
手話通訳者派遣事業	事業所数	1	1	1	1	1
手話・要約筆記実利用者数	人	2	2	2	3	3

〔提供体制の確保策〕

県内の専門職の育成、派遣は県聴覚障害者協会が担っており、同協会と連携しながら、専門職の育成・登録を促進していきます。

また、手話通訳者設置事業についても、将来的な実施に向け検討を進めます。

7 日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業量見込み〕

排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。他の支援用具については、それぞれ年間数件程度の利用実績であり、今後も同程度の利用を見込みます。

日常生活用具給付等事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①介護訓練支援用具	件	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件	2	2	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件	1	1	3	3	3
④情報・意思疎通支援用具	件	1	2	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	422	421	458	458	458
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

8 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

〔事業量見込み〕

研修修了者数の実績はありませんが、令和7年度以降、研修修了者を見込みます。

手話奉仕員養成研修事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修修了者数	人	0	0	0	1	1

〔提供体制の確保策〕

手話奉仕員が養成されるよう、関係市町とともに、予算の確保を図ります。

9 移動支援事業

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付5サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、個別支援型を実施しています。

移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	・ 複数の障がい者への同時支援。 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	・ 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

移動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者 (人)	5	6	5	5	5
延べ利用時間数 (時間)	99	44	115	115	115

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な事業所の参入を促進していきます。

10 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

地域活動支援センターの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者 (人／月)	35	41	35	35	35

〔提供体制の確保策〕

現行事業所での提供体制の確保に努めていきます。

11 日中一時支援事業

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする事業です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

日中一時支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者 (人)	35	28	32	32	32

〔提供体制の確保策〕

今後も事業所と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

12 訪問入浴サービス

〔サービス内容〕

身体障がい者手帳1・2級で、介護保険の訪問入浴介護の対象外の方に、訪問入浴サービスを提供しています。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

訪問入浴サービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者 (人)	1	1	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後も事業所と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

13 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成

〔サービス内容〕

自動車運転免許取得費助成は、身体障がい者が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がい者が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

〔事業量見込み〕

年度当たり1人の利用を見込みます。

自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
運転免許取得費助成	人	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	人	0	0	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。

第4節 障がい児福祉サービスの見込み

1 児童発達支援事業

〔サービス内容〕

児童発達支援事業は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

児童発達支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援事業※	利用者（人/月）	3	4	4	4	4
	利用量（人日/月）	41	30	30	30	30

※令和6年4月より医療型児童発達支援が児童発達支援として一元化

〔提供体制の確保策〕

町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、近隣市町の事業所と連携し、特に、長期休み期間中などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

2 放課後等デイサービス

〔サービス内容〕

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、「授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

放課後等デイサービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人/月）	6	8	8	8	8
利用量（人日/月）	42	95	95	95	95

〔提供体制の確保策〕

既存事業所での受け入れを促進します。また、近隣市町の事業所と連携し、特別支援学校在学学生などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

3 保育所等訪問支援

〔サービス内容〕

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

〔事業量見込み〕

現時点では、利用を想定していませんが、対象となる子どもと保護者、保育所等の職員を支援するため、必要な際にサービスを提供していきます。

保育所等訪問支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

近隣市町の事業所と連携し、当該事業の提供体制の充実を関係市町とともに働きかけていきます。

4 居宅訪問型児童発達支援

〔サービス内容〕

居宅訪問型児童発達支援は、重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

現時点では、利用を想定していません。

居宅訪問型児童発達支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

近隣市町の事業所と連携し、当該事業の提供体制の確保を関係市町とともに働きかけていきます。

5 障害児相談支援

〔サービス内容〕

通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

障がい児相談支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者 （人）	3	6	5	6	6

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

第5節 その他の支援体制

1 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等、発達障がい者等の家族等に対する支援を検討します。

※ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶもの。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまづきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられている。

〔提供体制の確保策〕

ニーズに応じて、プログラムの実施等を検討します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、重層的な連携による支援体制を構築するとともに、精神障がい者を対象とするサービス提供を促進します。

〔支援の内容〕

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事業区分	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。
地域移行支援(精神障がい者の利用分)	各サービスの内容を参照
地域定着支援(精神障がい者の利用分)	
自立生活援助(精神障がい者の利用分)	
共同生活援助(精神障がい者の利用分)	
自立訓練(生活訓練)(精神障がい者の利用分)	

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4	4	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健関係者 人/年	1	1	1	1	1
	精神科医療関係者 人/年	1	1	1	1	1
	その他医療関係者 人/年	0	0	0	0	0
	福祉関係者 人/年	1	1	1	1	1
	介護関係者 人/年	1	1	1	1	1
	当事者又は家族 人/年	0	0	0	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助	実利用者数/月	2	1	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	実利用者数/月	17	15	15	15	15
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	2	2	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

精神障がい者の地域移行・定着を支援するための基盤確保に努めます。

3 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

〔内容〕

相談支援体制の充実・強化等の内容

事業区分	内容
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

相談支援体制の充実・強化に関する事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）回/年	3	3	3	3	3
	協議会の参加事業者・機関数 か所/年	16	16	16	16	16
	協議会の専門部会の設置数 か所/年	2	2	2	2	2
	協議会の専門部会の実施回数 回/年	7	6	6	6	6

〔提供体制の確保策〕

既存の協議会において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

4 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組として、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用等を図ります。

〔内容〕

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容

事業区分	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加を図ります。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1	1	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ、今後も町職員の参加を継続するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

第4編 計画推進に向けて

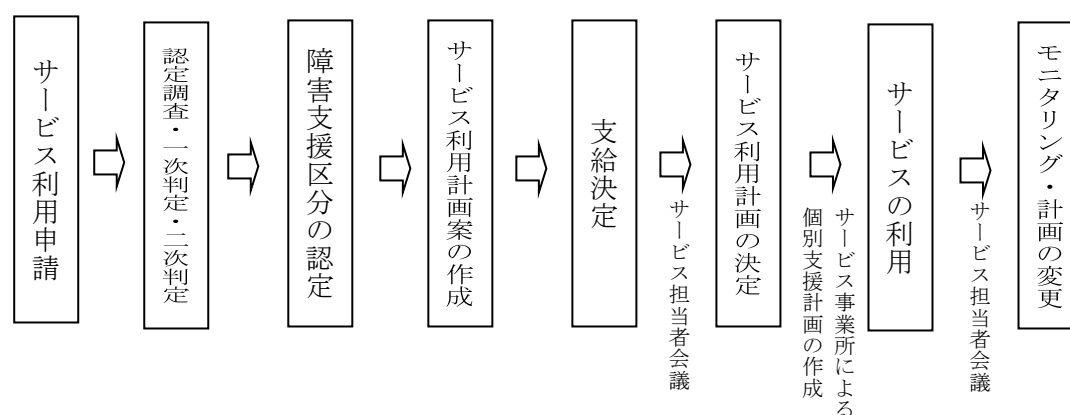
第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。

各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、支援を行っていきます。

正確・公平な障がい支援区分の認定と支給決定、障がい者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうした仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営

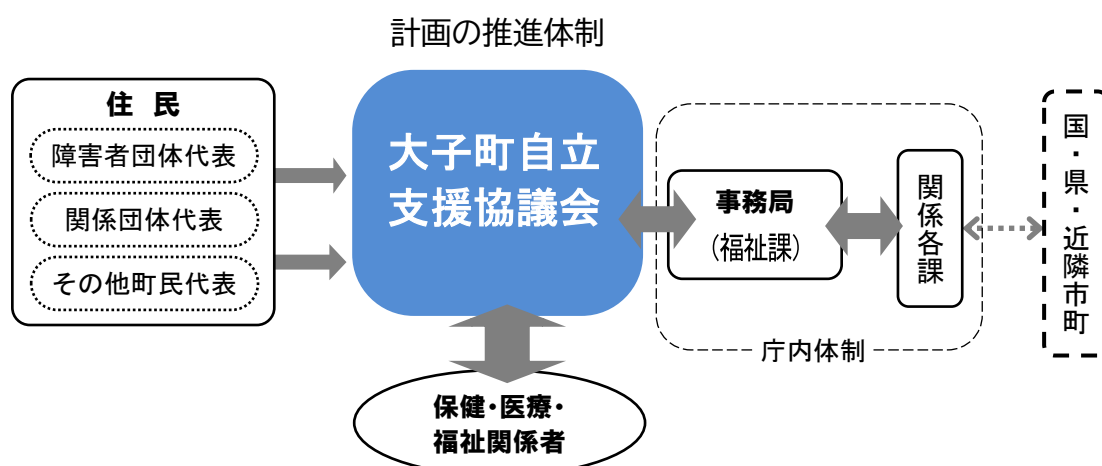
障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

障がい者総合支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として大子町自立支援協議会を円滑に運営し、圏域全体で連携しながら、部会等の設置により、各事業所からの意見を反映し、活動を推進します。また、個別課題や施策の検討、その他連絡・調整等も行っていきます。

第3章 計画の適切な進行管理

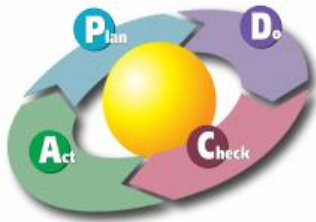
第4次大子町障がい者基本計画は、本町の障がい者施策の指針であることから、適切な進行管理に努めるとともに、国の障がい者制度改革の動向にあわせ、必要に応じ適宜見直しを図っていきます。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画については、障がい福祉サービスの見込み量等を定める計画であることから、各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の状況を点検し、大子町自立支援協議会などで改善策を検討しながら、必要に応じて所要の対策を実施します。



また、本計画はPDCAサイクルに基づき進行管理を行い、大子町自立支援協議会で、時期を定めて計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めます。

PDCA サイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

- ・計画の進捗管理 ⇒ 進捗上、課題がある場合は、事務局及び関連機関への協力要請等、適切な支援を手配します。
- ・実行の支援・助言⇒ 計画の実行にあたり、協議会のネットワークを生かし、実行の支援・助言を行います。
- ・実施事項の評価 ⇒ 実施の有無の結果確認だけでなく、その実施により成果が出ているかについても評価を行います。
- ・柔軟な改善対応 ⇒ 計画策定時には、予期しなかった状況にもなりえます。その時点のニーズに基づき、柔軟に見直し、改善を図ります。

第4章 施策推進のための体制強化

県や近隣市町、関係機関等と連携しながら、障がい者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的な養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

また、計画の着実な実施に向けて、町財政における自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政措置の充実を要請していきます。

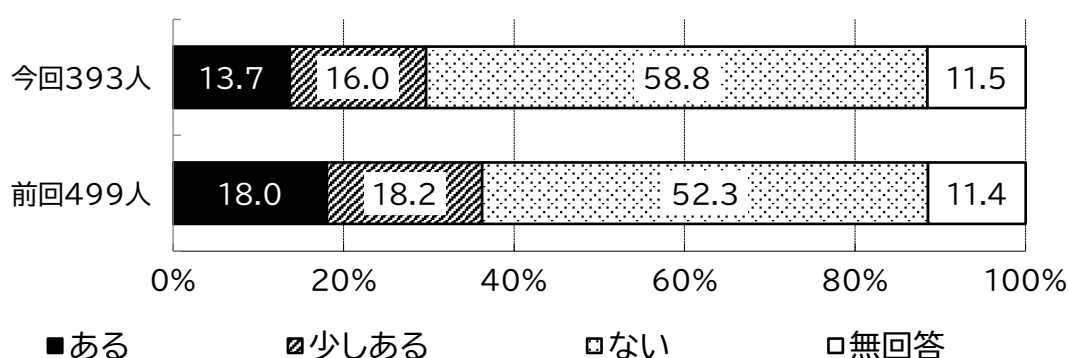
参考資料

1 アンケートにみる障がい者の生活課題と施策ニーズ

令和5年9月に実施した「福祉に関するアンケート調査」（回答者数：393人、回収率44.3%）にみる障がい者の生活課題と施策ニーズは、以下のとおりです。

1 障がい者への理解について

【設問1】障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをすること



〈手帳の種別〉

	回答者数	ある	少しある	ない	無回答
全体	393	13.7%	16.0%	58.8%	11.5%
身体障害者手帳	264	9.1%	14.0%	67.1%	9.8%
療育手帳	70	18.6%	27.1%	41.4%	12.9%
精神障害者保健福祉手帳	52	28.8%	17.3%	46.2%	7.7%
いずれも持っていない	14	35.8%	7.1%	35.7%	21.4%

〈身体障がいの種別〉

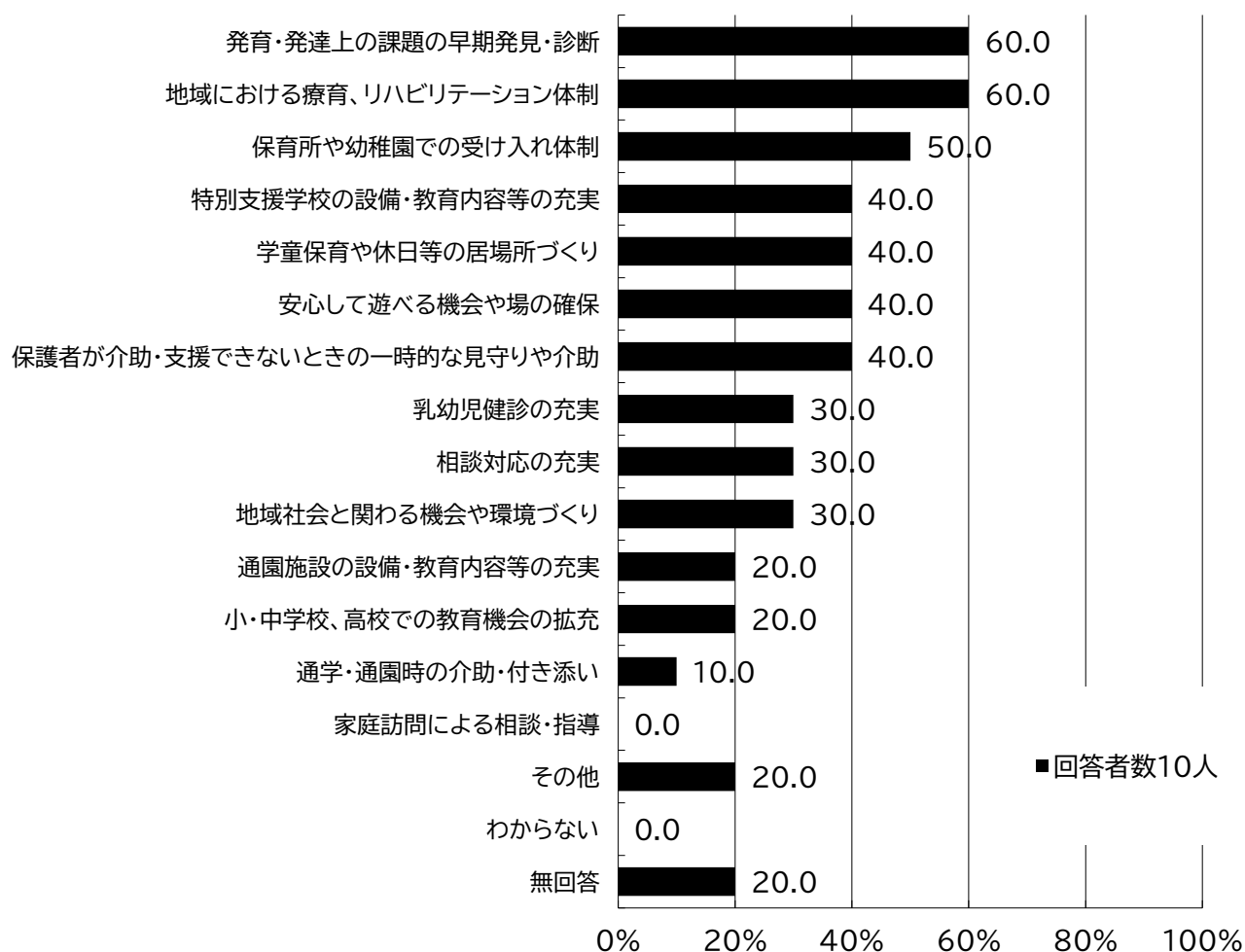
	回答者数	ある	少しある	ない	無回答
全体	393	13.7%	16.0%	58.8%	11.5%
視覚障がい	14	7.1%	21.4%	57.2%	14.3%
聴覚障がい	13	7.7%	23.1%	61.5%	7.7%
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	22.2%	44.5%	33.3%	0.0%
肢体不自由	105	12.4%	15.2%	61.9%	10.5%
内部障がい（上記以外）	104	4.8%	10.6%	79.8%	4.8%

全体では、前回の調査（平成29年調査）と比べて、「ある」「少しある」との回答率は低下（36.3%→29.7%）しています。一方、手帳の種別で見ると、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者で差別を感じる割合が比較的高く、身体障がいの種別では音声・言語・そしゃく機能障がいで高い割合となっています。

外見からはわかりづらい障がい種別をはじめ、障がいについて住民の理解を深める取組が不可欠です。

2 障がい児への施策について

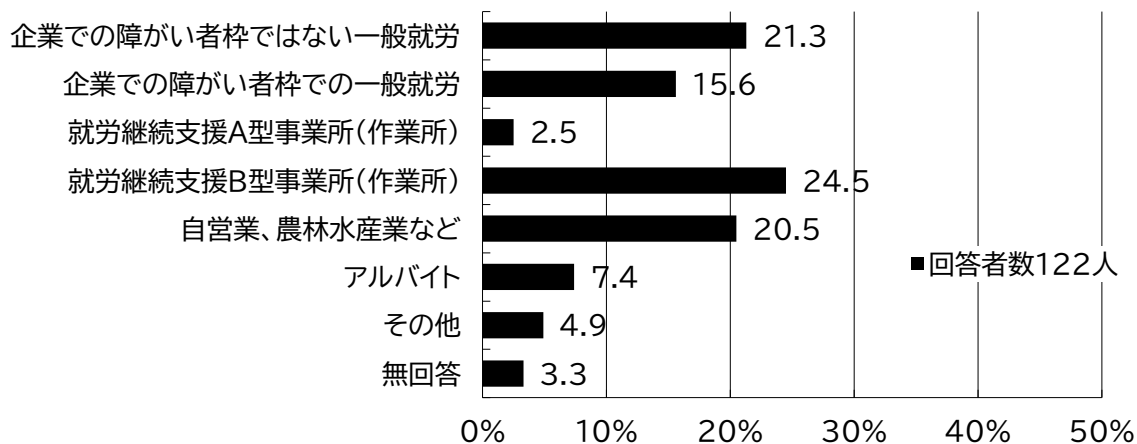
【設問2】障がいのある子どものために、特に重要と思うもの（18歳未満が回答）



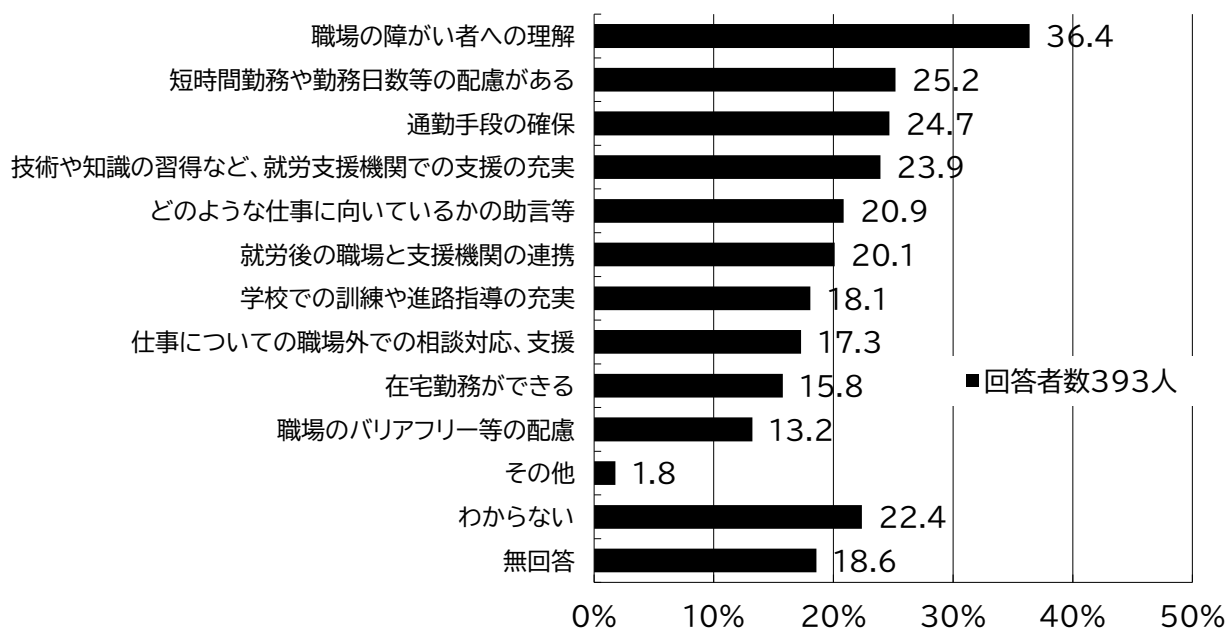
障がい児への施策で重視されているものは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「地域における療育、リハビリテーション体制」が上位2つで、次いで「保育所や幼稚園での受け入れ体制」と続いています。

3 障がい者の就労について

【設問3】障がい者の就労形態（18歳以上で「働いている」と回答した人）



【設問4】障がい者の就労に必要なこと



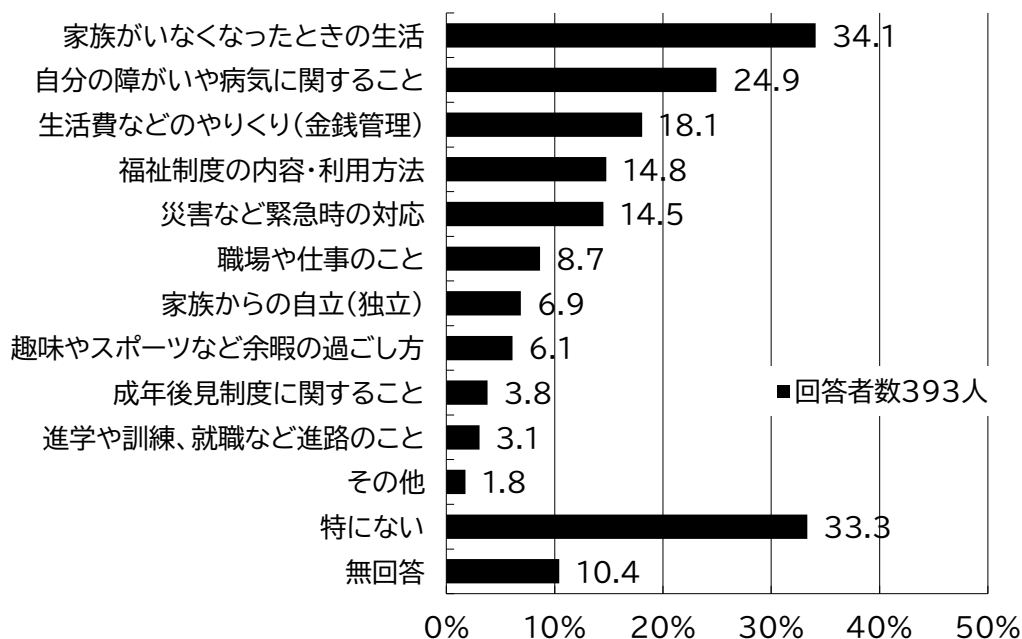
障がい者の就労形態は、町内に4か所ある就労継続支援B型から、一般就労では障がい者枠と障がい者枠ではない一般就労、また自営業や農林水産業まで、様々となっています。

必要な就労支援は、「職場の障がい者への理解」が最上位で、他の回答よりも高い回答率となっており、就労面では障がいへの理解促進が依然として大きな課題であることがわかります。

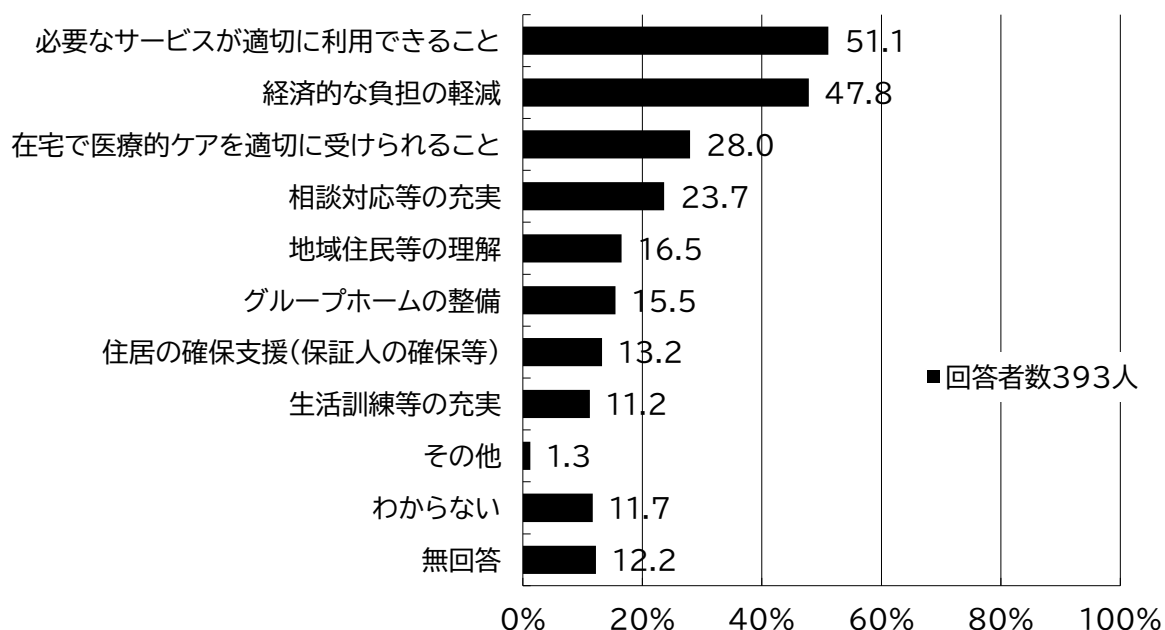


4 地域で生活するための支援等について

【設問5】悩んでいることや困っていること



【設問6】地域で生活するために必要な支援

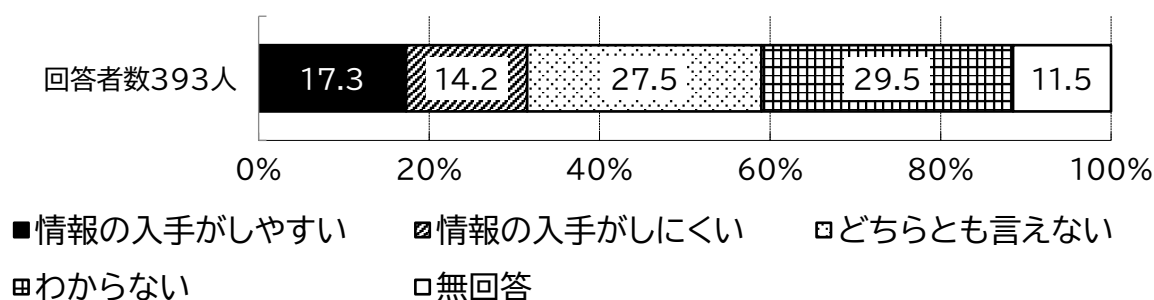


悩んでいることや困っていることは、「家族がいなくなったときの生活」が最上位であり、地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」と「経済的な負担の軽減」が上位2つで、「在宅で医療的ケアを適切に受けられること」も上位にあがっています。

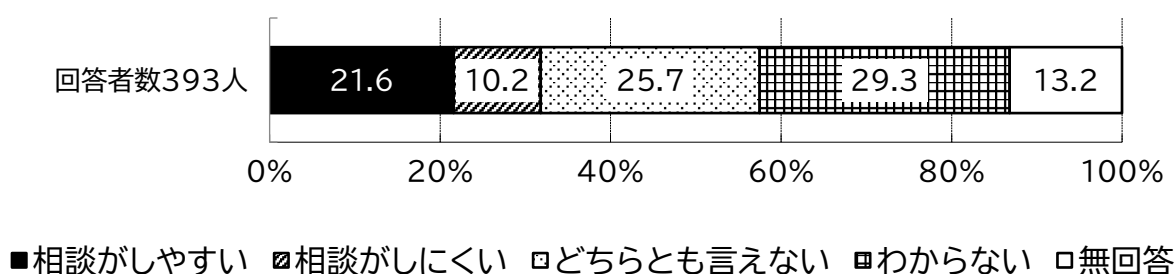
親亡き後などへの不安等を感じている人が比較的多く、サービス基盤の整備と経済的な支援に加えて、医療的ケアへの対応が特に求められている状況です。

5 情報入手や相談支援体制への要望

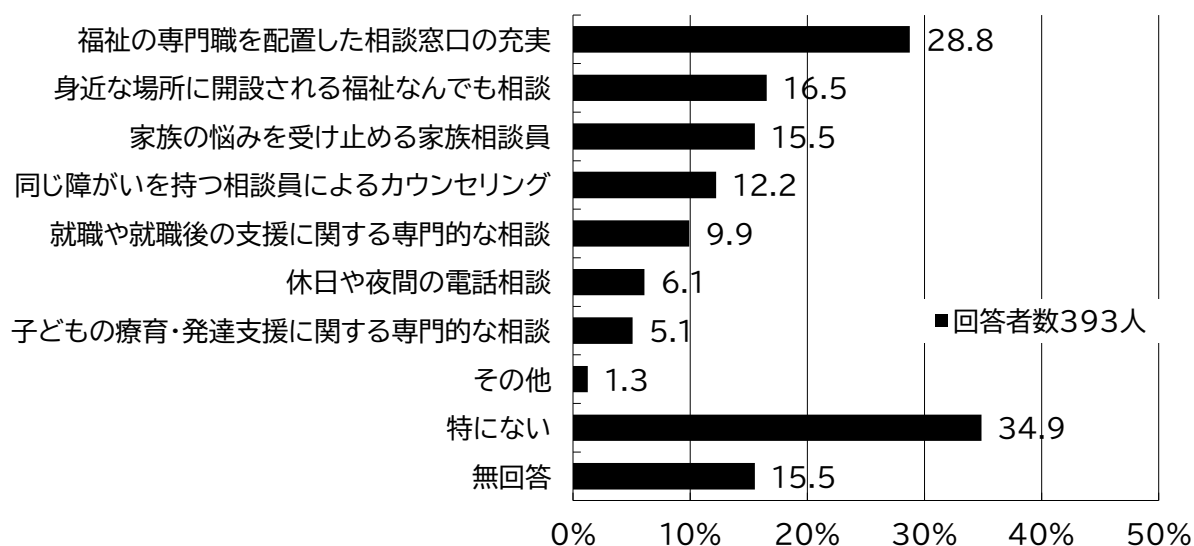
【設問7】役場からの情報提供の満足度



【設問8】役場窓口での相談対応の満足度



【設問9】相談支援体制について充実を望むこと



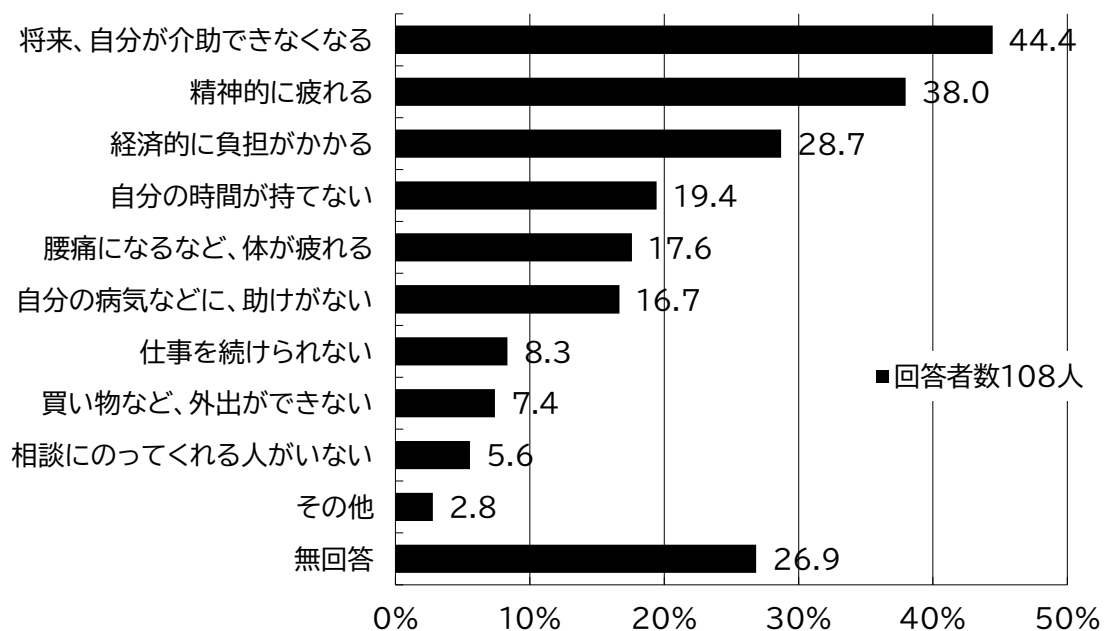
役場からの情報提供の満足度は17.3%、相談対応の満足度は21.6%であり、情報アクセスの向上や相談支援の充実、意思決定支援の充実などを通じて、この満足度の向上を目指す必要があります。

また、相談支援体制について充実を望むことは、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が最上位であり、相談支援における専門性の確保や質の向上等が求められています。



6 介護者への支援について

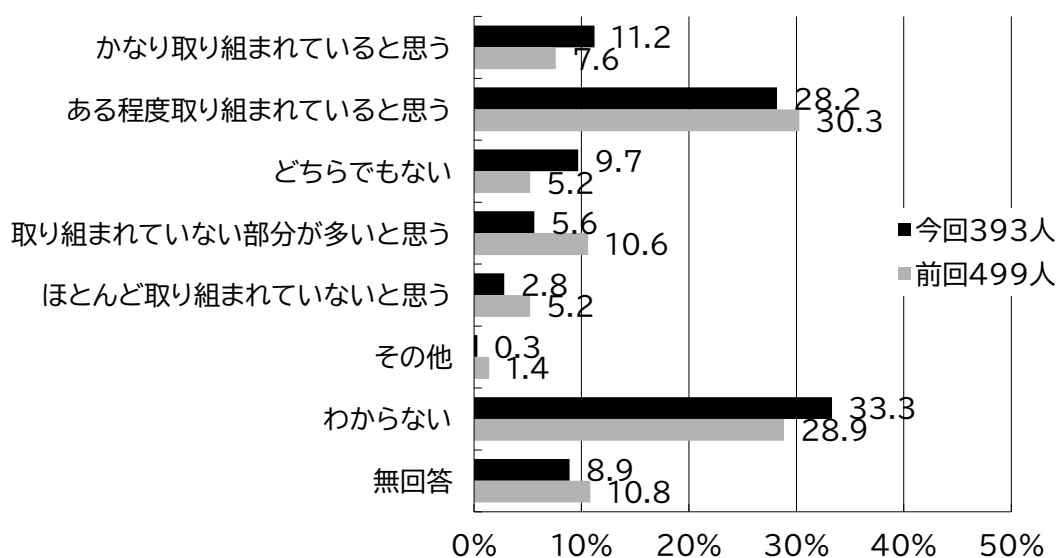
【設問 10】介護者の困りごと



介護者の困りごとは、「将来、自分が介助できなくなる」という将来への不安が最上位で、「精神的に疲れる」、「経済的に負担がかかる」までが上位3つとなっています。ここでも親亡き後への不安への対応とともに、介護者の精神的負担や経済的負担の軽減が求められています。

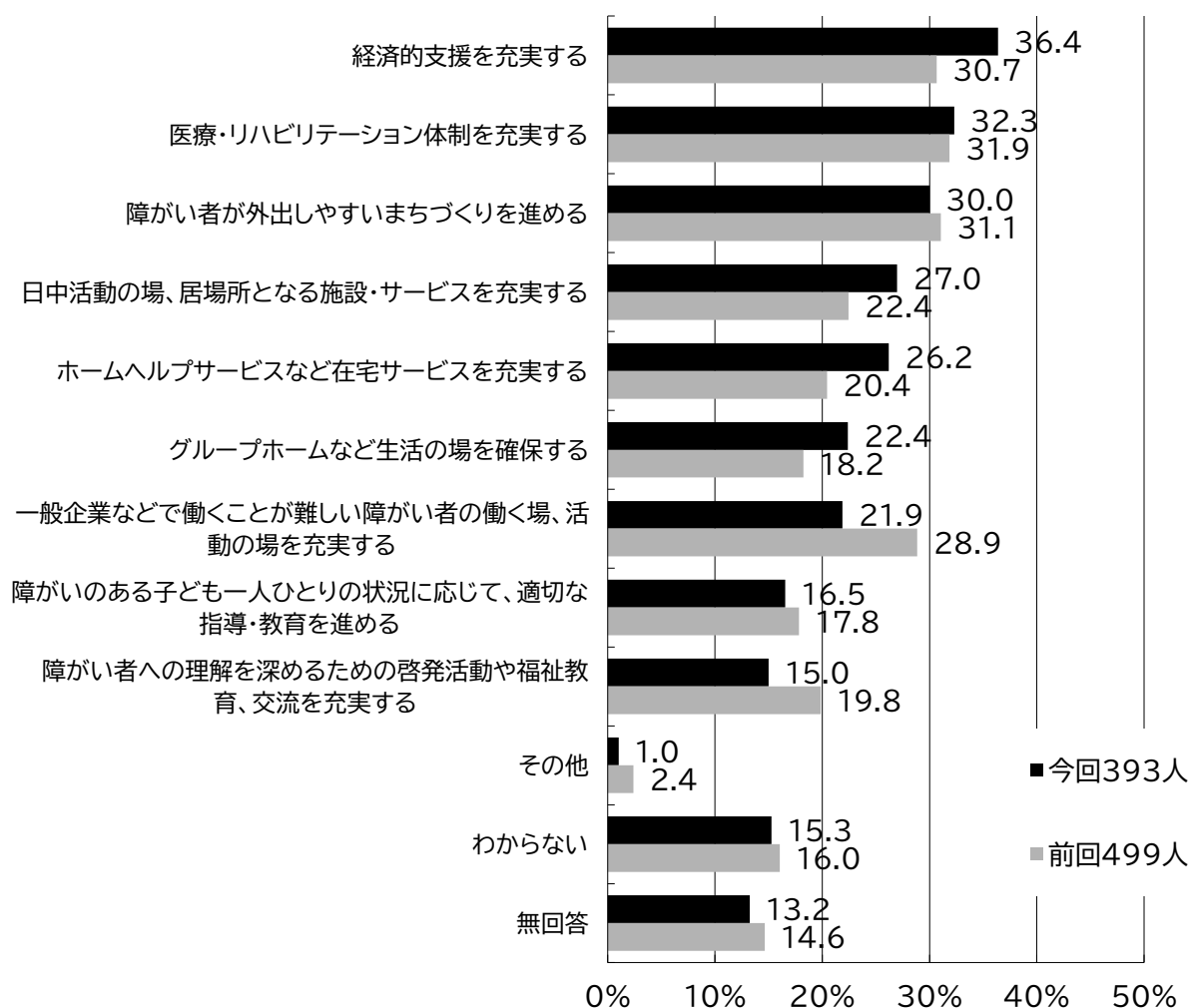
7 行政の取組について

【設問 11】太子町の福祉関連の取組への評価



町の取組に対しては、「かなり取り組まれていると思う」「ある程度取り組まれていると思う」との評価は約4割（39.7%）で、前回（37.9%）から大きな変化は見られません。

【設問 12】 障がい者の自立した生活に向けて、行政が充実すべきこと



「経済的支援を充実する」が36.4%、「医療・リハビリテーション体制を充実する」が32.3%とこれらが上位2つで、次いで「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」が30.0%と続いています。

経済的な支援や日中活動の場、在宅サービス、グループホームなどの生活の場の充実については、前回調査よりも回答率が上昇しており、障がい者における生活課題としての位置づけが高まっている状況がうかがえます。

2 計画策定の経過

日程	会議等	議題等
令和5年 6月 5日	大子町地域自立支援協議会	・委員委嘱、会長副会長の選出について ・大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について ・地域生活支援事業の要綱改正について
令和5年7月19日～ 令和5年8月24日	障がい者福祉事業所・団体等ヒアリング	・大子町内の障がい者福祉事業所・団体等へのヒアリング
令和5年8月28日	大子町地域自立支援協議会	・委員の追加委嘱について ・大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況（成果目標、サービス事業量の見込み）について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画成果目標の評価について ・評価結果に基づく現状の課題について ・事業所等ヒアリング報告について ・アンケート調査票（案）の内容確認
令和5年9月28日～ 令和5年10月16日	アンケート調査	・障がい者手帳所持者等を対象にアンケート調査実施
令和6年1月22日	大子町地域自立支援協議会	・大子町第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価について ・アンケート調査の結果について ・大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の案について
令和6年2月28日～ 令和6年3月12日	パブリックコメント	・パブリックコメント募集

3 大子町地域自立支援協議会設置要綱

○大子町地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月17日

告示第20号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条の規定により定められた指針に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、大子町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平25告示22・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 大子町障害者計画及び大子町障害福祉計画の策定に係る情報の収集、調査及び検討に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

（平28告示12-11・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 町議会文教厚生委員長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（令元告示76・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会長は、個別事例を検討するため、必要に応じて実務担当者による会議を開催することができる。

(部会の設置)

第7条 会長は、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(令元告示76・追加)

(守秘義務)

第8条 委員等は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令元告示76・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(令元告示76・旧第8条繰下)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(令元告示76・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第22号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第12—11号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
（大子町障害者福祉施策推進協議会設置要項の廃止）
- 2 大子町障害者福祉施策推進協議会設置要項（平成14年大子町告示第50号）は、廃止する。

附 則（令和元年告示第76号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この告示の施行後、新たに委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

4 大子町地域自立支援協議会委員名簿

No.	氏名	選任区分	所属	備考
1	的 場 政 樹	保健・医療関係者	医療法人直志会袋田病院	会長
2	渡 邊 雄 介	保健・医療関係者	医療法人社団芳尚会 吉成医院	
3	川 井 正 人	町議会文教厚生委員長	大子町議会	副会長
4	高 塩 幸 子	障がい者計画相談支援事業者	医療法人直志会 メンタルサポート ステーションきらり	
5	松 川 明 子	障がい者計画相談支援事業者	社会福祉法人大子町社会福祉協議会	
6	大 高 か ほ る	障がい福祉サービス事業者	社会福祉法人清和会特別養護老人ホ ーム久慈川荘	
7	安 島 瑠 美	障がい福祉サービス事業者	特定非営利活動法人だいご	
8	坪 井 未 由 紀	障がい福祉サービス事業者	有限会社はなぶさ指定障がい者福祉 サービス事業所ひまわり	
9	岩 田 江 里 子	保健・医療関係者	茨城県ひたちなか保健所	
10	三 橋 秀 彰	教育委関係者	茨城県立大子特別支援学校	
11	松 浦 勤	雇用・就労関係者	大子町商工会	
12	小 室 匠	雇用・就労関係者	常陸大宮公共職業安定所	
13	秋 本 真 一	雇用・就労関係者	医療法人直志会 就労支援事業所 MINA AMIGO	
14	大 友 智 美	雇用・就労関係者	社会福祉法人町にくらす会 障がい 者就業・生活支援センターKUI NA	
15	菊 池 信 彌	障害者関係団体代表者	大子町身体障害者福祉協議会	
16	菊 池 和 保	障害者関係団体代表者	大子町心身障害児者父母の会	

**第4次大子町障がい者基本計画
第7期大子町障がい福祉計画
第3期大子町障がい児福祉計画**

編集・発行

大子町役場福祉課
〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地
電話 0295-72-1117
FAX 0295-72-1167
